

益子町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

益子町

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	5
1.4. 計画期間	5
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
2.1. 人口の現状と見通し	6
2.2. 財政の状況と見通し	7
(1) 歳入（普通会計）	7
(2) 歳出（普通会計）	8
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	9
(1) 公共施設の状況	9
(2) インフラ資産の状況	14
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	18
(4) 公共施設等の過去に行った対策の実績	19
(5) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	26
2.4. 公共施設等を取り巻く課題の整理	34
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	35
3.1. 基本目標	35
3.2. 公共施設（建築物系）の削減目標の検討	36
3.3. 公共施設等の管理に関する実施方針	37
(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針	37
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	38
(3) 耐震化の実施方針	38
(4) 長寿命化の実施方針	38
(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針	39
(6) 統合や廃止の推進方針	40
(7) 公共施設再編整備に向けた取組方針	40
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	41
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42

4.1. 公共施設	42
(1) 町民文化系施設	42
(2) スポーツ・レクリエーション系施設	45
(3) 学校教育系施設	48
(4) 子育て支援施設	50
(5) 保健・福祉施設	51
(6) 医療施設	55
(7) 行政系施設	56
(8) 公営住宅	60
(9) 公園	61
(10) その他	62
4.2. インフラ資産	64
(1) 道路	64
(2) 橋りょう	64
(3) 下水道	65
5. 推進体制	66
5.1. 全庁的な取組体制の構築	66
5.2. 情報の一元管理と共有のあり方	67
5.3. フォローアップの実施方針	68
資料編	69
資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件	70
(1) 公共施設	70
(2) インフラ資産	71

1.はじめに

1.1.計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国では、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題であるとともに、人口減少、高齢化の進展等といった社会構造の変化によって公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されます。

こうした中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

要請の中で、地方公共団体は公共施設等全体を対象として、人口や財政の見通し等をもとに 10 年以上の長期的な視点に基づき、速やかに策定することが望ましいとされています。

本町においても、学校などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和 40 年代後半から平成の初めにかけて建設され、施設の老朽化が進行しつつあり、近い将来、一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えることとなります。今後、これらの公共施設等を、これまでと同じように維持更新していくことは、人口減少が進行している状況の中、大きな財政負担になることが想定されます。

このような背景のもと、長期的な視点に立ち、公共施設等を総合的に管理し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供するための指針となる「益子町公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度に策定し、公共施設等の維持管理等を実施しているところです。

その間、総務省は、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（以下、「改訂指針」という。）、令和 3 年 1 月に「令和 3(2021)年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを実施して、充実させていくことが求められています。

(2) 計画策定の目的

公共施設等の全体を把握し、将来の益子町の姿も見据えながら長期的な視点に立ち、戦略的に更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等をコストと便益の最適な状態で保有、運営、維持するための骨子となる「益子町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定するものです。

今回の改訂は、国の改訂指針等に基づき、公共施設等の長寿命化を踏まえた計画とし、公共施設等の適切な維持管理等をさらに推進するために行うものです。

1.2.対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設などの10分類、インフラ資産については道路、橋りょう、下水道、農業集落排水4分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。なお、下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の建物は、管渠類との包括的な管理が必要であるため、インフラ資産に分類されている下水道施設、農業集落排水施設に、それぞれ整理しています。

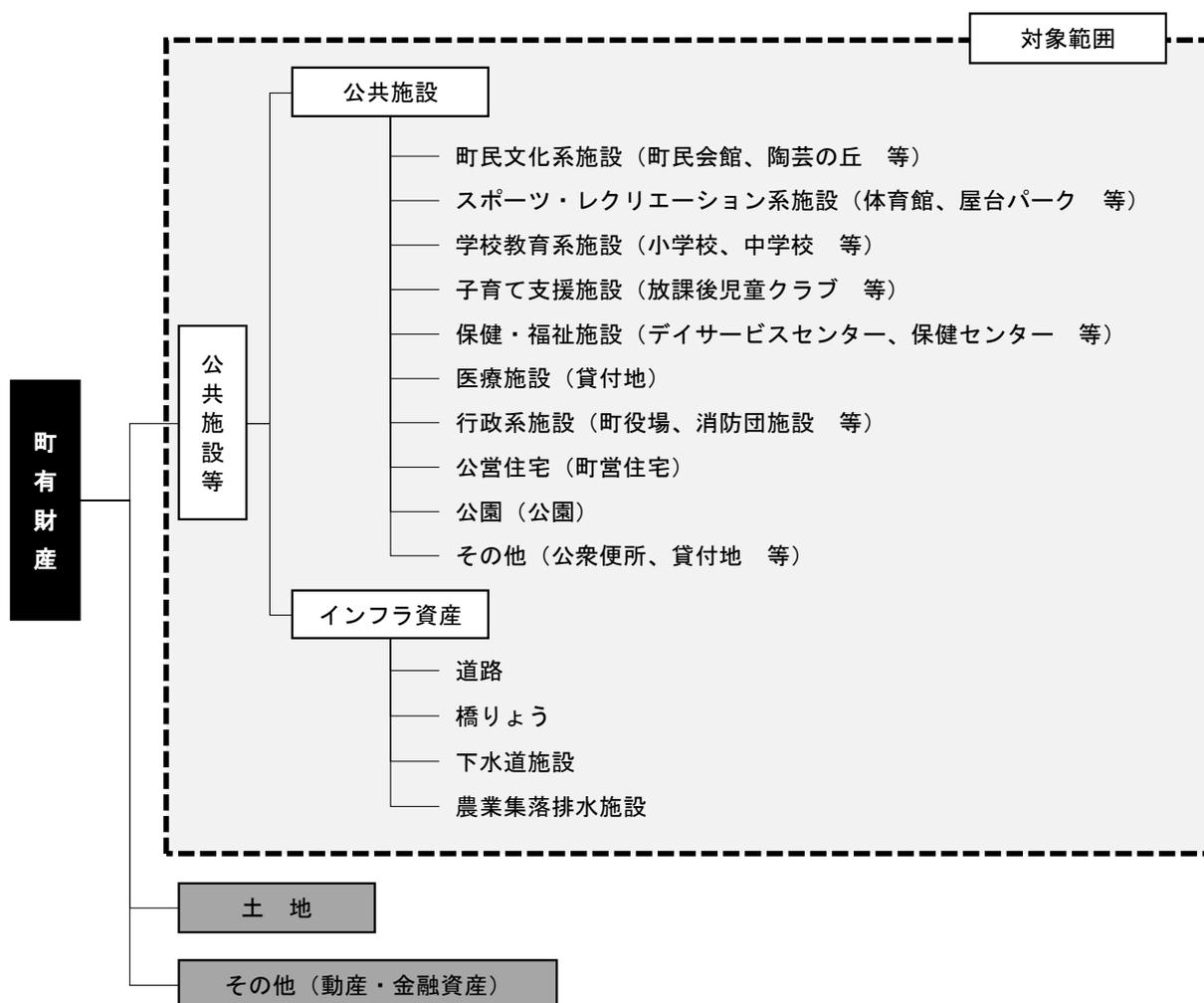


図 1-1 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
町民文化系施設	集会施設	農村環境改善センター、営農拠点施設めぐり館、町民会館、地域資源総合管理施設（尾羽の里交遊館）
	文化施設	陶芸の丘（益子陶芸美術館・他）、陶芸の丘（笹島喜平館）、陶芸の丘（旧濱田庄司邸）、陶芸の丘（陶芸工房・他）、陶芸の丘（研修館）、陶芸の丘（益子国際工芸交流館）
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	益子町総合体育館、北運動場体育館
	レクリエーション施設・観光施設	森林公園キャンプ場、駅前ギャラリースポット、ましこ悠和館、益子の森、内町屋台パーク、新町屋台パーク、田町屋台パーク、地域振興拠点施設（加工施設）、地域振興拠点施設（道の駅ましこ）
学校教育系施設	学校	田野小学校、益子小学校、益子西小学校、七井小学校、田野中学校、益子中学校、七井中学校、廃校跡地【小宅小学校】
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	田野保育所貸付地（旧田野分館）
	幼児・児童施設	放課後児童クラブ施設、子ども子育て支援拠点施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人デイサービスセンター（おあしす館）
	障害福祉施設	益子マインド（廃校跡地【山本小学校】）、友愛作業所（廃校跡地【大羽小学校】）
	保健施設	保健センター
	福祉施設	福祉センター
医療施設	医療施設	さつきホームクリニック益子（貸家）
行政系施設	庁舎等	益子町役場
	消防施設	コミュニティ消防センター、消防団第1分団第3部、消防団第1分団第4部、消防団第1分団第5部、消防団第1分団第6部、消防団第2分団第1・2部、消防団第2分団第3部、消防団第2分団第4部、消防団第2分団第5部、消防団第3分団第1部、消防団第3分団第2部、消防団第3分団第3部、消防団第3分団第4部、防災備蓄倉庫
	その他行政系施設	芳賀地区消費生活センター、益子駅舎、益子駅跨線橋、七井駅舎、益子駅駐輪場
公営住宅	公営住宅	町営星の宮住宅【旧】、町営星の宮住宅【新】、東田井町営住宅
公園	公園	あじさい公園、高館山権現平展望台、北公園、南運動公園、ふれあい広場
その他	その他	公衆便所（益子日向前）、公衆便所（城内坂）、小貝川親水公園外便所、堂ヶ入沢親水公園便所、公衆便所（小宅古墳群）、起業支援拠点施設（チャレンジショップ）

表 1-2 平成 28 年度調査時点から令和 3 年度調査時点において変更のあった公共施設一覧

大分類	中分類	H28年度調査時点の施設	令和3年度調査時点の変更内容
町民文化系施設	文化施設	民具センター（郷土文化維持保存施設）	削除
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	益子町総合体育館	延床面積変更 H28 = 4,857.05㎡ R3 = 4,862.71㎡
	レクリエーション施設・観光施設	平成館	名称変更：「ましご悠和館」
		—	新規追加：「地域振興拠点施設（加工施設）」
子育て支援施設	幼児・児童施設	—	新規追加：「子ども子育て支援拠点施設」
行政系施設	消防施設	消防団第 1 分団第 5 部	延床面積変更 H28 = 48.03㎡ R3 = 79.49㎡
		消防団第 3 分団第 4 部	延床面積変更 H28 = 46.37㎡ R3 = 79.49㎡
公園	公園	北公園	延床面積変更 H28 = 399.70㎡ R3 = 364.92㎡
その他	その他	—	新規追加：「起業支援拠点施設（チャレンジショップ）」 「公衆便所（小宅古墳群）」

1.3.計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

「総合管理計画」は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「第 3 期ましこ未来計画」を踏まえて策定するもので、当町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画（長寿命化計画）の指針となるものです。

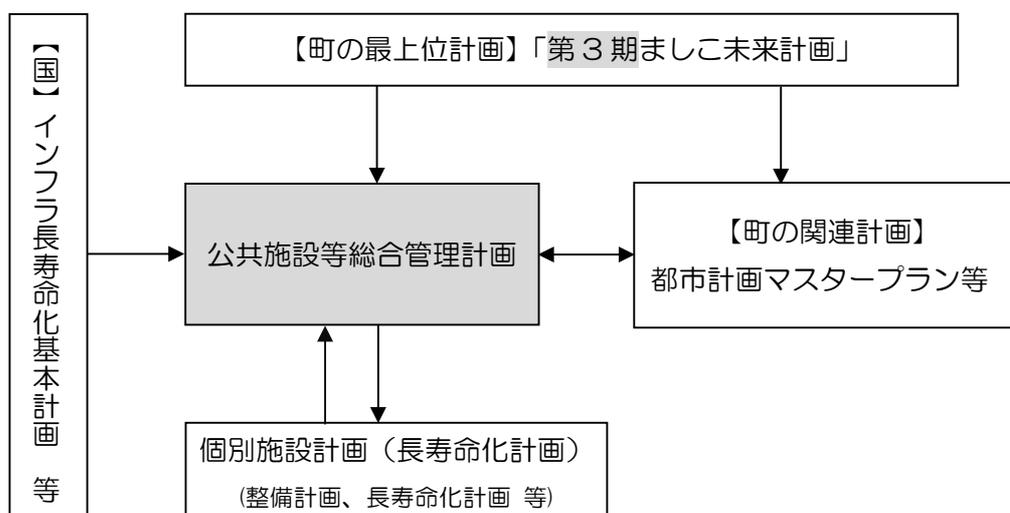


図 1-2 計画の位置づけ

1.4.計画期間

本町では、昭和 40 年代後半から平成の初めに公共施設が集中的に建設されました。これらは今後 40 年の間に大規模修繕や建替えの時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理運営においては、更新等費用の平準化など、長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間を計画期間とします。

なお、今後の上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

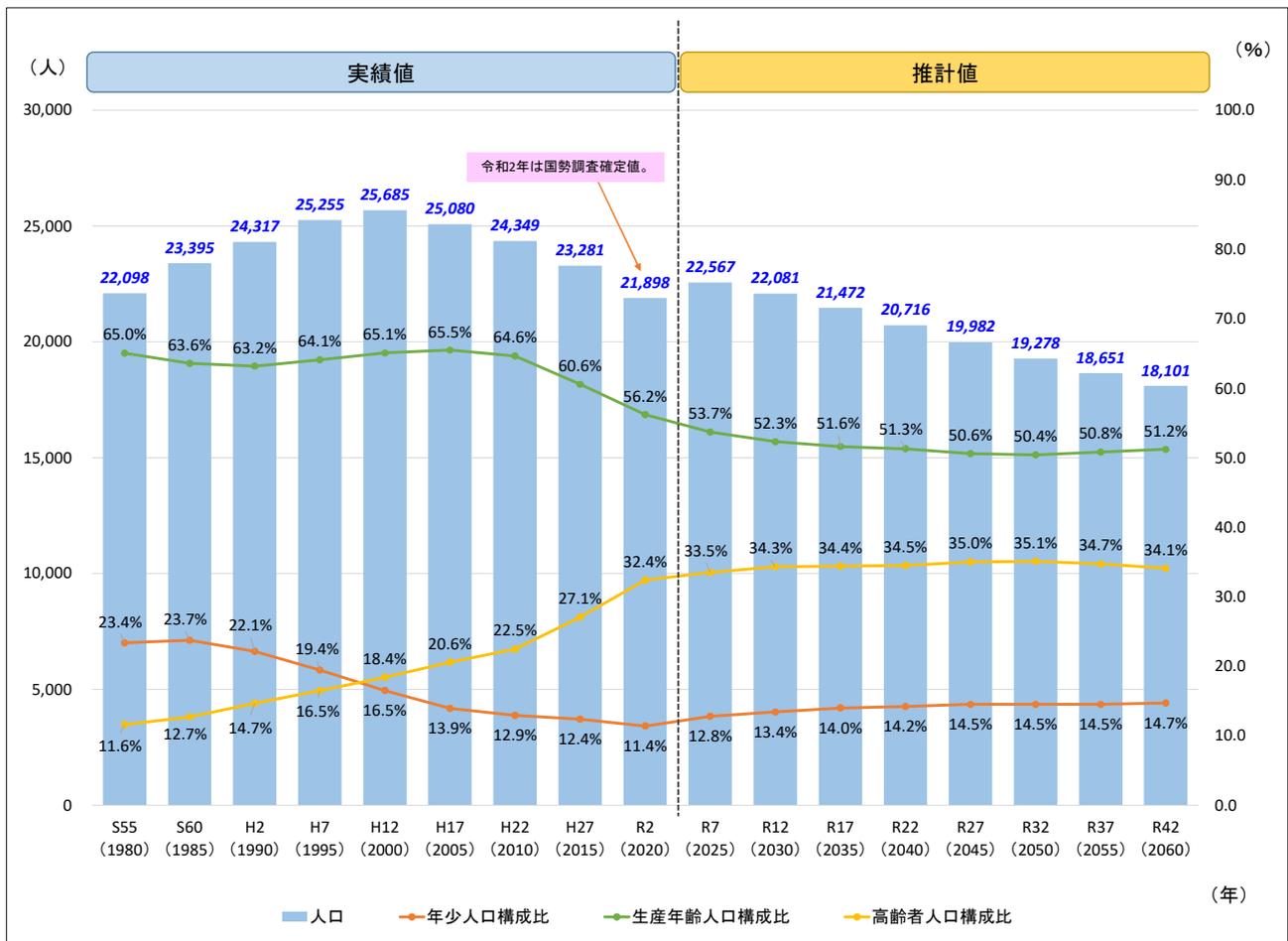
2.1. 人口の現状と見通し

本町の総人口は平成12年に約2万6千人でピークを迎え、その後は減少傾向となり令和2年（国勢調査）では21,898人となっています。

「益子町人口ビジョン」によると、令和7年以降も一貫して減少が続き、令和27年に19,982人で2万人を下回り、令和42年には18,101人となると推計されています。

人口ビジョンの令和2年推計値23,024人より国勢調査は1,126人少なく、実績の減少幅は大きくなりつつあります。

年齢3階層別の人口構成比をみると、令和2年の高齢者人口構成比は32.4%であり、その後は35%程度で推移すると推計されています。



出典：実績値(S55～R2)は総務省「国勢調査」、推計値(R7以降)は益子町「益子町人口ビジョン」。

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口。

※構成比の合計は、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-1 総人口及び年齢3階層別人口構成比の推移と見通し

2.2.財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況をみると、令和2年度の歳入総額は約110億円です。そのうち、自主財源である地方税は約25億円であり、全体の約23%を占めています。なお、令和2年度の歳入額には、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する国庫支出金が含まれるため、前年度以前より高くなっています。

過去10年間の経年変化をみると、歳入総額は変動を繰り返しながら推移しており、近年では緩やかな増加傾向にあります。地方税に関しては一定水準で推移しており、地方交付税に依存している状況も伺えます。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、さらに自主財源の確保が困難になり、厳しい財政運営となることが懸念されます。

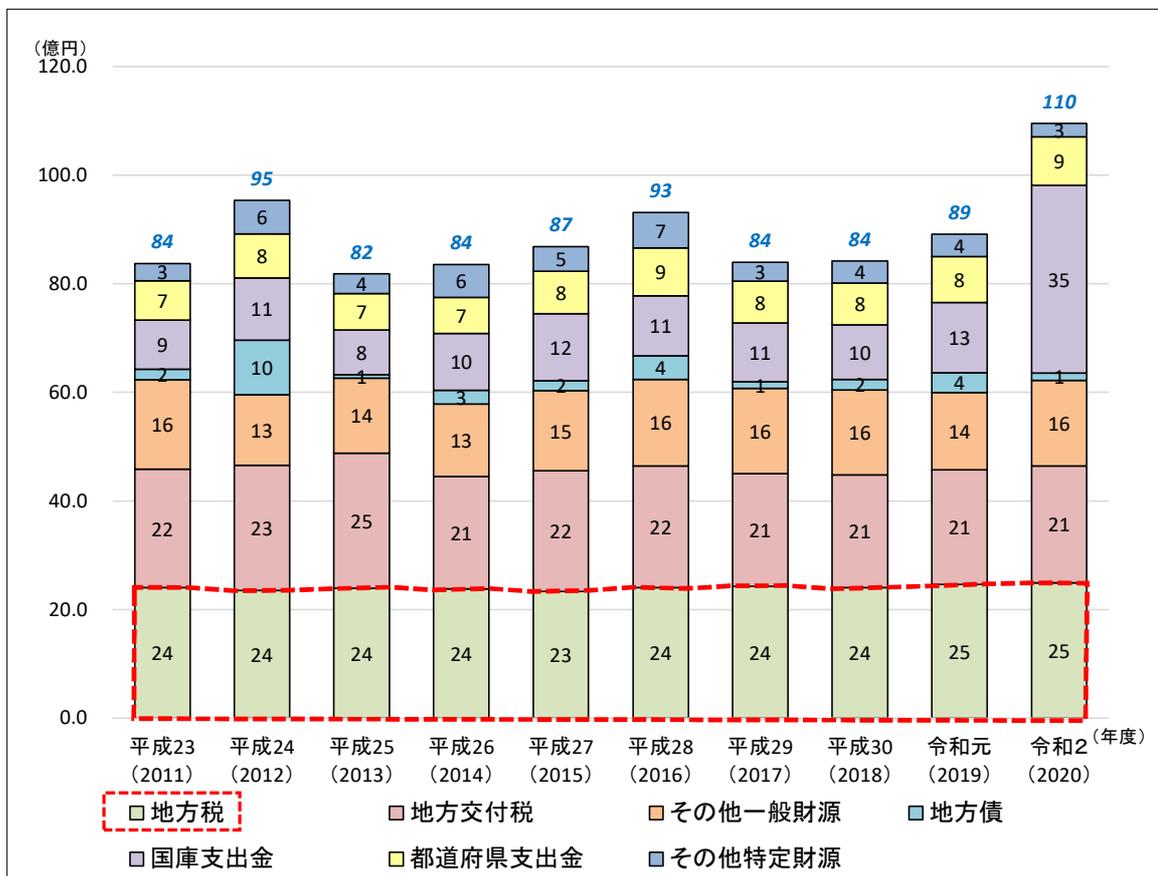


図 2-2 歳入（普通会計）の推移

- ※1. 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。
- ※2. 一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。
 地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。
 地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。
 特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。
 国庫支出金（都道府県支出金）：国や都道府県から市町村へ交付される補助金等の総称。
 都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。
 地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入。

(2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、義務的経費は平成27年度以降増加傾向が続いています。特に、義務的経費のうち扶助費は増加傾向にあり、平成23年度と令和2年度を比較すると、約27%増加しています。

今後も少子高齢化の進行による高齢者の増加の予測に伴い、さらなる扶助費の増加が見込まれており、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなる見通しです。

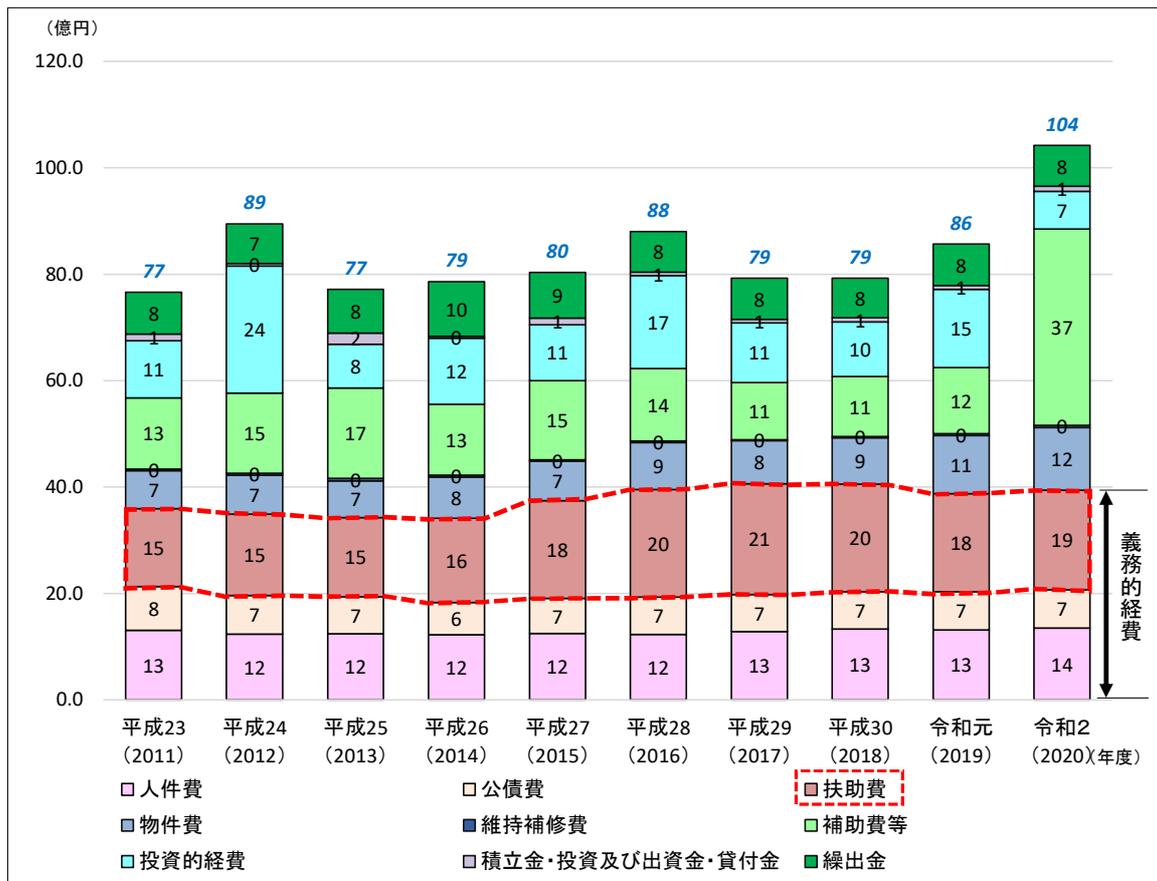


図 2-3 歳出（普通会計）の推移

※1. 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

※2. 義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

※3. 人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

扶助費：社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

補助費等：さまざまな団体等への補助費等。

投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

2.3.公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

1) 施設の保有状況と推移

①施設数

本町が保有する公共施設は、令和3年度調査時点で73施設あり、平成28年度調査時点と比較すると、2施設増加しています。施設分類別では、町民文化系施設で減少、子育て支援施設、その他で増加しています。

新設された施設は、「子ども子育て支援拠点施設」「公衆便所（小宅古墳群）」「起業支援拠点施設（チャレンジショップ）」です。

表 2-1 公共施設の施設数の状況と推移

施設分類	平成28年度調査時点		令和3年度調査時点		増減(R3-H28)	
	施設数		施設数		施設数	
	(施設)	(%)	(施設)	(%)	(施設)	ポイント
町民文化系施設	11	15.5	10	13.7	▲ 1	▲ 1.8
スポーツ・レクリエーション系施設	11	15.5	11	15.1	0	▲ 0.4
学校教育系施設	9	12.7	9	12.3	0	▲ 0.4
子育て支援施設	2	2.8	3	4.1	1	1.3
保健・福祉施設	5	7.0	5	6.8	0	▲ 0.2
医療施設	1	1.4	1	1.4	0	0.0
行政系施設	20	28.2	20	27.4	0	▲ 0.8
公営住宅	3	4.2	3	4.1	0	▲ 0.1
公園	5	7.0	5	6.8	0	▲ 0.2
その他	4	5.7	6	8.3	2	2.6
合計	71	100.0	73	100.0	2	—

注) ▲印はマイナスを示す。

構成比(%)の合計は、100%になるよう「その他」で調整している

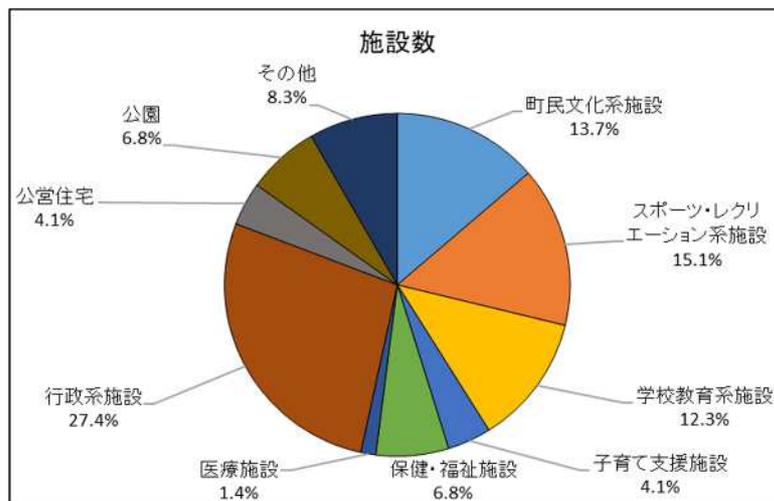


図 2-4 公共施設の施設分類別施設数

②延床面積

本町が保有する公共施設の延床面積は、令和3年度調査時点で90,676.65㎡あり、平成28年度調査時点と比較すると、872.52㎡増加しています。

延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く全体の約50%を占めています。次いで、町民文化系施設（約12%）、スポーツ・レクリエーション系施設（約12%）が多くなっています。

施設分類別にみると、増加した施設は大きい順に子育て支援施設、スポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設、その他です。

一方、減少した施設は、町民文化系施設、公園となっています。

表 2-2 公共施設の延床面積の状況と推移

施設分類	平成28年度調査時点		令和3年度調査時点		増減(R3-H28)	
	延床面積		延床面積		延床面積	
	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(施設)	ポイント
町民文化系施設	10,691.02	11.9	10,614.42	11.7	▲ 76.60	▲ 0.2
スポーツ・レクリエーション系施設	10,089.37	11.2	10,484.33	11.6	394.96	0.4
学校教育系施設	44,986.75	50.2	44,986.75	49.5	0.00	▲ 0.7
子育て支援施設	311.08	0.3	720.34	0.8	409.26	0.5
保健・福祉施設	7,324.69	8.2	7,324.69	8.1	0.00	▲ 0.1
医療施設	158.16	0.2	158.16	0.2	0.00	0.0
行政系施設	7,560.70	8.4	7,625.28	8.4	64.58	0.0
公営住宅	7,667.26	8.5	7,667.26	8.5	0.00	0.0
公園	908.05	1.0	873.27	1.0	▲ 34.78	0.0
その他	107.05	0.1	222.15	0.2	115.10	0.1
合計	89,804.13	100.0	90,676.65	100.0	872.52	—

注) ▲印はマイナスを示す。構成比(%)の合計は、100%になるよう「学校教育系施設」で調整している。

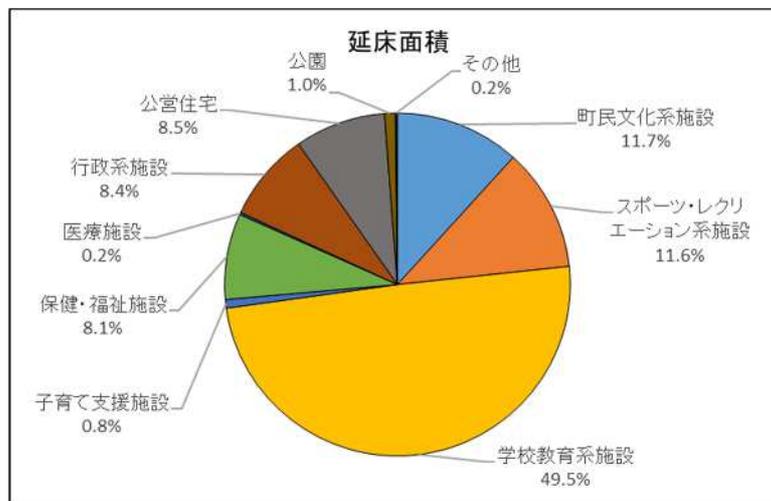


図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

2) 人口1人当たりの公共施設延床面積

栃木県内11町の人口1人当たりの公共施設延床面積、同比較を以下に整理しました。本町が保有する公共施設の延床面積を人口1人当たりに換算すると、4.14 m²/人になります。これは、栃木県内11町の平均値5.08 m²/人よりも低い水準にあります。

表 2-3 栃木県内11町の人口1人当たりの公共施設延床面積

自治体名	合併の有無 (H11以降)	人口 (人)	行政面積 (km ²)	建築物 総延床面積 (m ²)	人口1人当たり 延べ床面積 (m ² /人)
上三川町	合併なし	30,806	54.39	98,399	3.19
益子町	合併なし	21,898	89.40	90,677	4.14
茂木町	合併なし	11,891	172.69	78,833	6.63
市貝町	合併なし	11,262	64.25	58,782	5.22
芳賀町	合併なし	14,961	70.16	86,260	5.77
壬生町	合併なし	39,474	61.06	118,571	3.00
野木町	合併なし	24,913	30.26	73,343	2.94
塩谷町	合併なし	10,354	176.06	78,072	7.54
高根沢町	合併なし	29,229	70.87	94,679	3.24
那須町	合併なし	23,956	372.34	154,591	6.45
那珂川町	合併なし	15,215	192.78	118,252	7.77

※建築物の総延床面積は基本的には行政財産のみとし、普通財産は含めないものとします。

出典：人口は令和2年国勢調査

行政面積は「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」（平成26年10月1日現在、国土院）

建築物総延床面積は各町の公共施設等総合管理計画

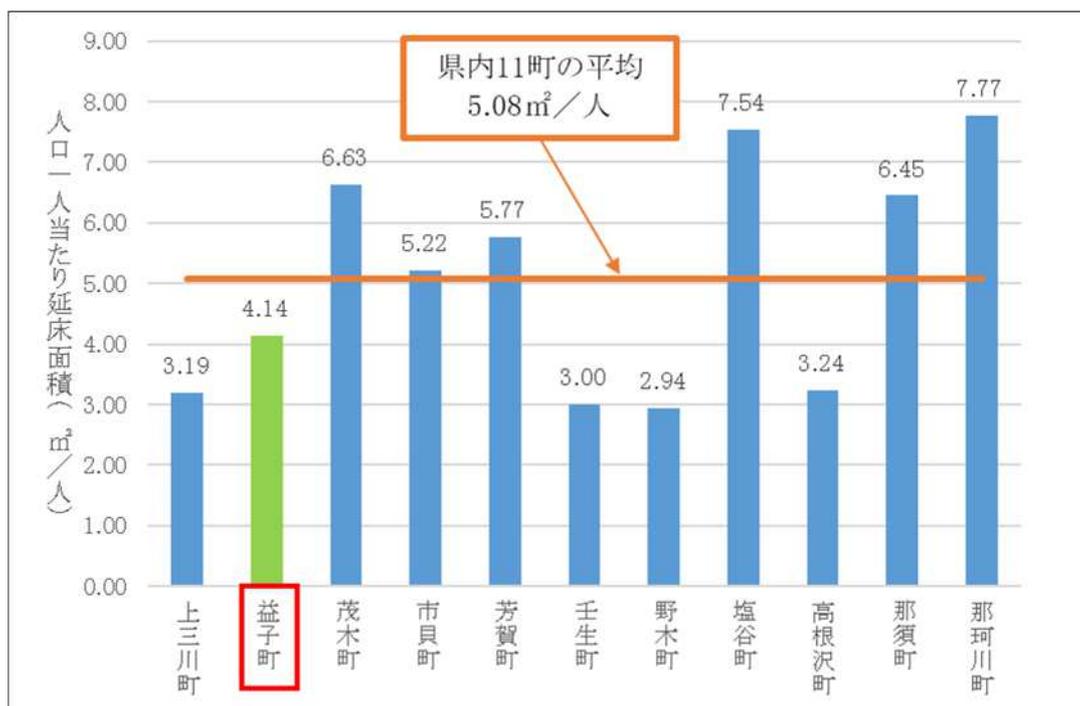


図 2-6 栃木県内11町の人口1人当たりの建築物系公共施設延床面積の比較

3) 老朽化の状況

本町では、昭和 40 年代後半から現在まで、住民ニーズなどに対応するために様々な公共施設の建設を進めてきました。

建築後 30 年以上経過している施設が全体の延床面積の約 68%を占め、老朽化が進行しています。一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

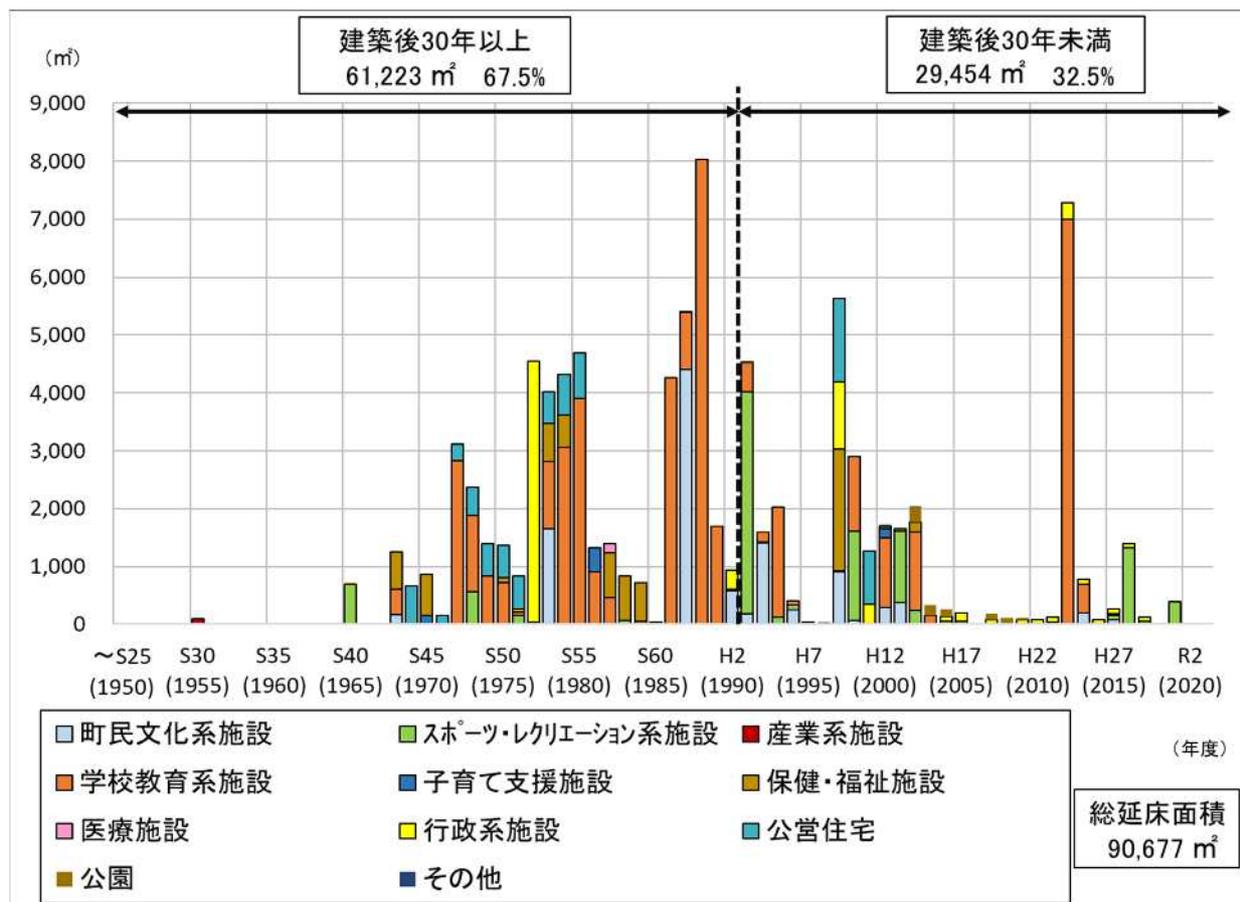
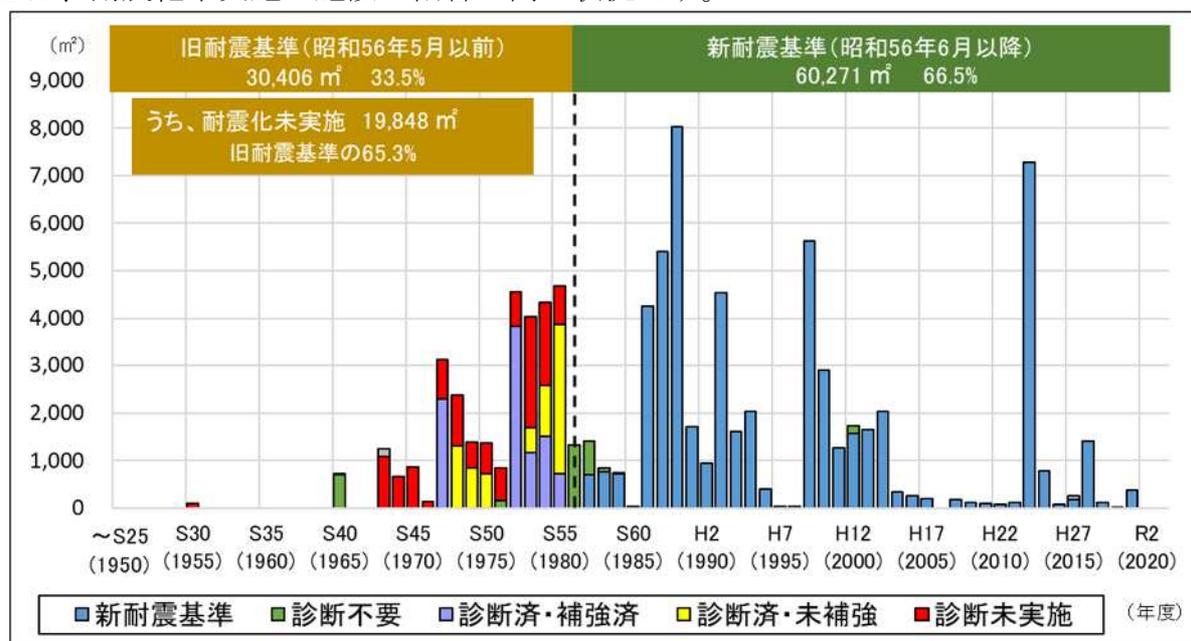


図 2-7 公共施設の建築年度別延床面積

4) 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は全体の約 67%と多くを占めているものの、耐震診断未実施、未補強を合わせた耐震化未実施の割合が、旧耐震基準の施設の約 65%を占めており、早急な対策が必要です。

耐震化の状況を施設分類別にみると、公営住宅、保健・福祉施設、子育て支援施設などは、耐震化未実施の施設の割合が高い状況です。



- ※1. 旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
- ※2. 新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-8 公共施設の耐震化状況

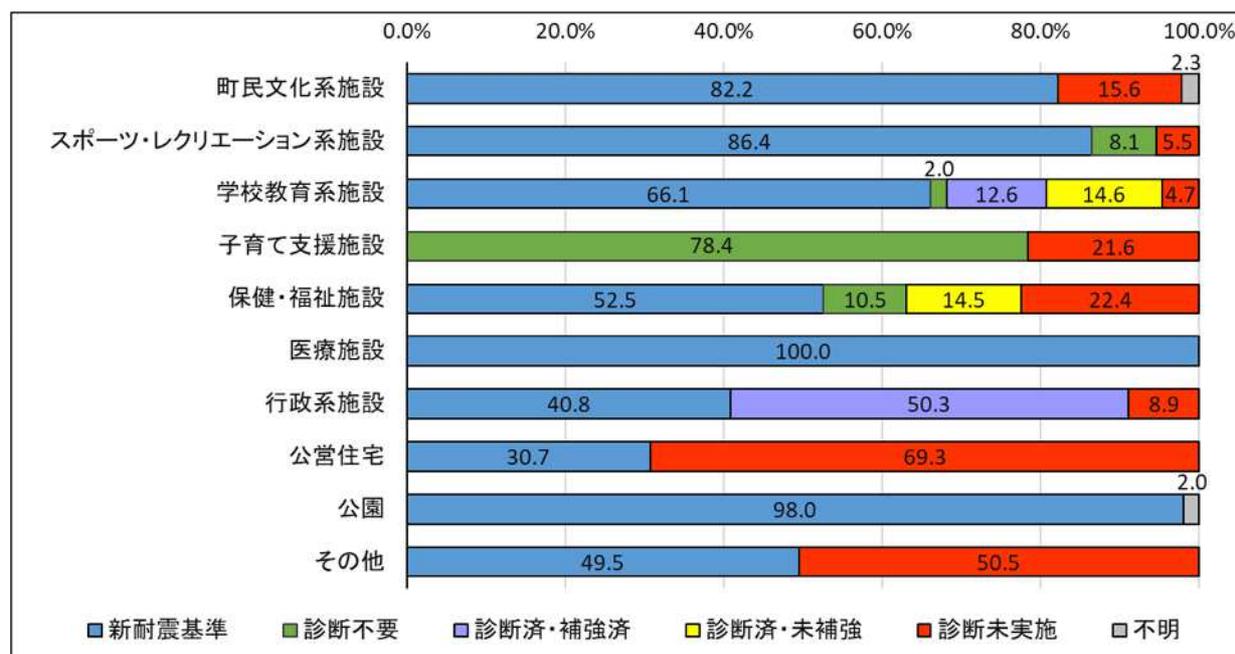


図 2-9 施設分類別の耐震化状況

(2) インフラ資産の状況

令和3年度調査時点におけるインフラ資産の状況は、表2-4に示すとおりであり、平成28年度調査時点と比較すると、下水道の管路で増加、農業集落排水施設は長堤・上山の施設で減少しています。

インフラ資産は、町民の生活や産業・経済活動を支える必要不可欠なものです。今後の町民の安全・利便性の向上や都市の活性化に向けて、更なる施設の充実に対するニーズが見込まれることから、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくこととなります。

表 2-4 主なインフラ資産の保有状況と推移

分類	種別	平成28年度調査時点	令和3年度調査時点	増減(R3-H28)
		数量	数量	数量
道路		255,852.32 m	293,984.90 m	38,132.58 m
橋りょう		5,878.70 m ²	5,878.70 m ²	0.00 m ²
下水道	管路	37,967.00 m	51,689.00 m	13,722.00 m
	益子浄化センター	1,159.00 m ²	1,159.00 m ²	0.00 m ²
農業集落排水施設	管路	27,238.00 m	27,238.00 m	0.00 m
	農業集落排水処理施設（長堤・上山）	426.63 m ²	226.24 m ²	▲ 200.39 m ²
	農業集落排水処理施設（小宅）	342.32 m ²	342.32 m ²	0.00 m ²
	農業集落排水処理施設（東田井）	317.83 m ²	317.83 m ²	0.00 m ²

注) ▲印はマイナスを示す。

①道路の状況と推移

道路の総面積は、1,504,542 m²となっています。

内訳は、一級町道 126,250 m²、二級町道 403,739 m²、その他町道 974,553 m²となっており、今後必要に応じて、順次舗装の打換え等の更新を進めます。

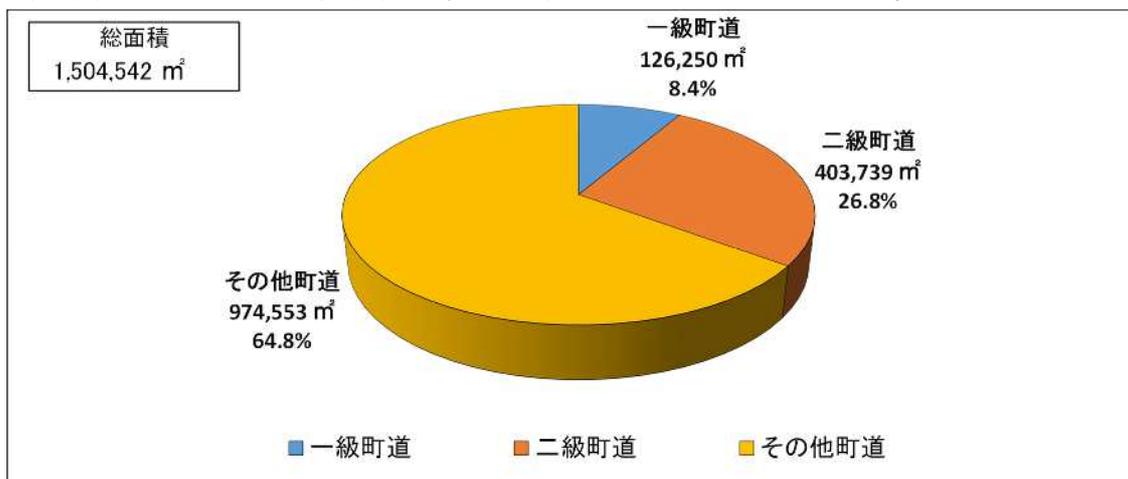


図 2-10 道路の種別整備状況

②橋りょうの状況と推移

橋りょうの年度別整備面積をみると、総面積は5,879 m²となっており、昭和54年度と57年度に多く整備されています。昭和35年度以前に整備されたものが耐用年数を超える状況となっており、更新等の検討が必要となってきます。

また、今後1～4年の間隔で、更新時期を迎える橋りょうが増えてくることから、計画的な維持管理対策が求められます。

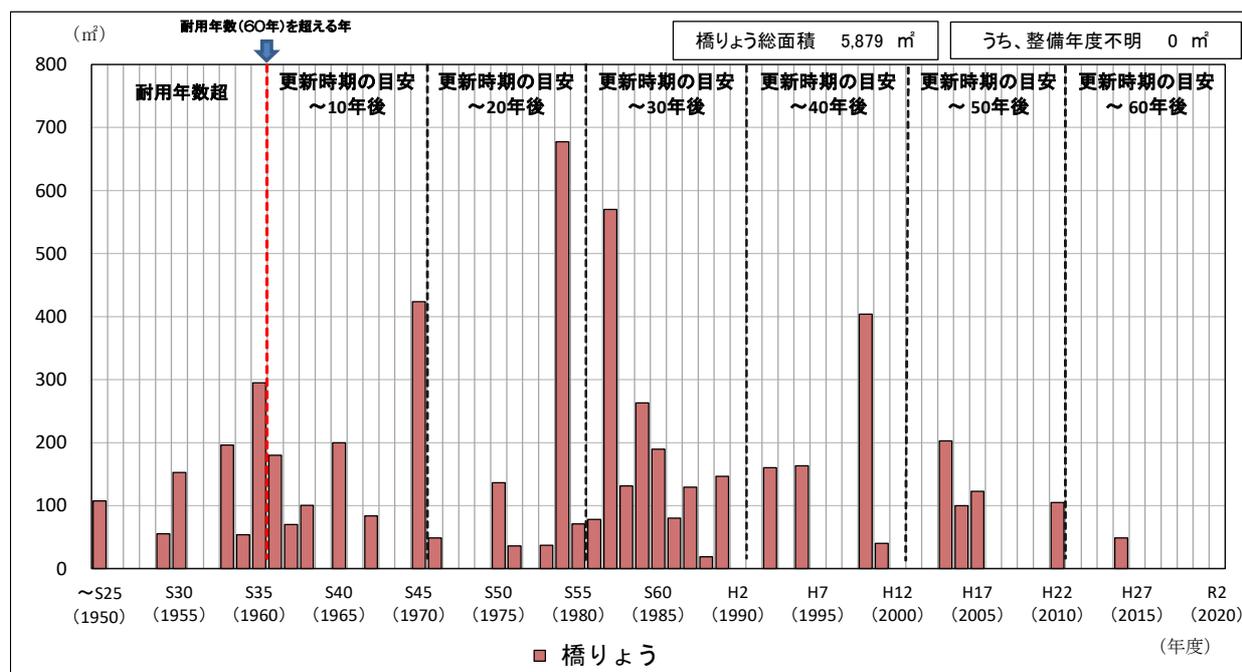


図 2-11 橋りょうの年度別整備面積

③下水道の状況と推移

下水道管の総延長は 51,689m となっています。下水道の整備は、昭和 55 年度から始まり、以降急速に進んでいます。平成 10 年頃まではコンクリート管が主体となっていました。近年では塩ビ管が主体となっています。

下水道管の一般的な耐用年数は 50 年とされており、最初の更新時期までは 10 年程度ありますが、13 年以降は毎年のように更新時期を迎えます。

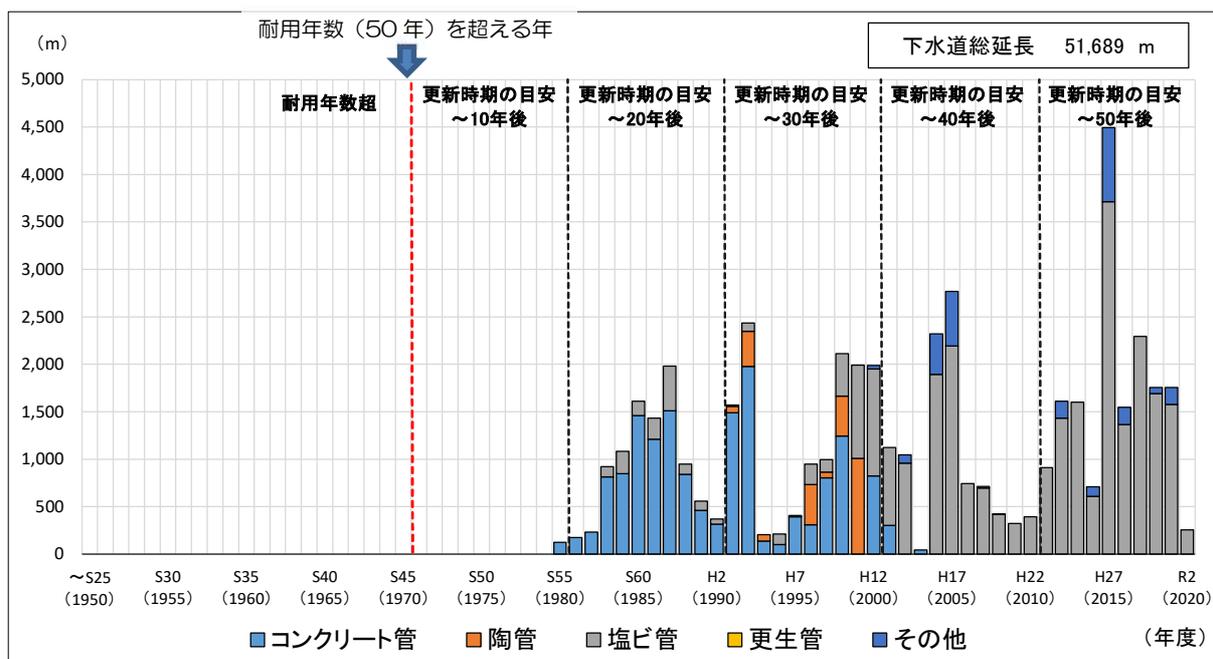


図 2-1 2 下水道の年度別整備延長

④農業集落排水の状況と推移

農業集落排水路の総延長は27,238mとなっています。排水路の整備は、平成元年度から平成17年度まで行われ、材質の大部分は塩ビ管が主体となっています。

下水道管の一般的な耐用年数は50年とされており、最初の更新時期までは18年程度あります。

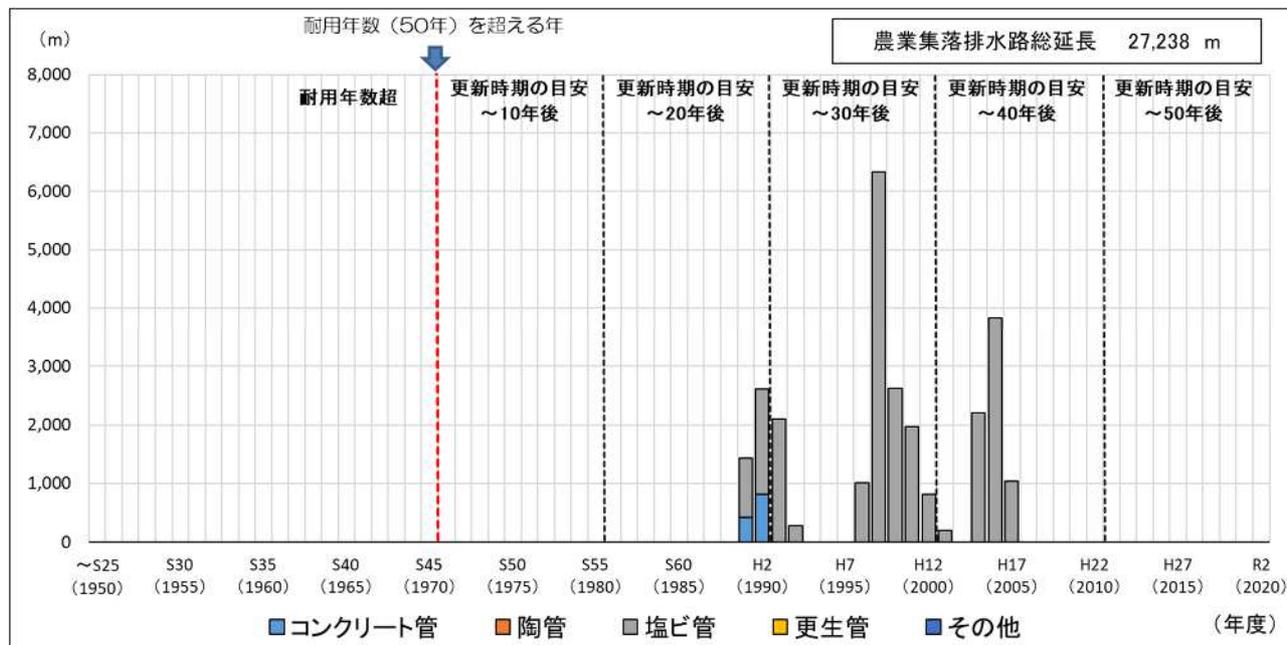


図 2-1 3 農業集落排水路の年度別整備延長

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したものです。

本町の令和2年度における有形固定資産減価償却率は50.8%となっています。平成28年度以降、有形固定資産減価償却率が高まっており、建築後30年以上が経過している施設が増加しつつあることが伺えます。

類似団体の平均値と比較すると、本町では有形固定資産減価償却率が類似団体を下回っており、類似団体より建築後30年以上の建物割合が少ないことが伺えます。

表 2-5 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
減価償却累計額(百万円)	16,957	17,829	18,736	19,976	21,005
有形固定資産(※1)	38,417	38,881	39,558	41,057	41,327
有形固定資産減価償却率(%)	44.1	45.9	47.4	48.7	50.8
類似団体平均値	57.7	57.8	59.5	60.4	—

※1 有形固定資産＝有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

資料:総務省「統一的な基準による財務書類に関する情報 栃木県益子町」、「令和元年度財政状況資料集」

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

(4) 公共施設等の過去に行った対策の実績

公共施設及びインフラ施設の点検・診断、大規模改修等、統廃合、民間活用、職員講習会等の実施状況は、以下のとおりです。

1) 公共施設

①点検・診断

表 2-6 公共施設の点検・診断の概要(1)

分類	施設用途	施設名	年度	点検・診断内容
町民文化系施設	集会施設	農村環境改善センター	毎年度	電気工作物保守点検業務
				消防設備点検業務
				防火対象物点検業務
				空調設備点検業務
				浄化槽維持管理業務
		営農拠点施設あぐり館	毎年度	浄化槽維持管理業務
				電気工作物保守点検業務
				消防設備保守点検業務
		町民会館	毎年度	建築物環境衛生管理業務
				自家用電気工作物保安全管理業務
				消防設備保守管理業務
				エレベーター保守管理業務
	地下タンク漏洩検査業務			
	定期清掃業務			
	日常清掃業務			
	当直管理業務			
	文化施設	益子陶芸美術館	毎年度	警備業務
				舞台管理業務
				冷暖房設備保守業務
				冷温水機切替業務
			舞台機構設備保守管理業務	
			音響・照明設備点検業務	
			グランドピアノ保守点検業務	
			平成29年度・令和元年度	特定建築物調査報告業務
			平成29年度	町民センター漏水調査業務
			令和元年度・令和2年度	防火設備定期検査業務
			令和2年度	コロナ対策舞台系統送風機類点検業務
				自家用電気工作物保守点検
				消防設備点検
				エレベーター保守点検

表 2-6 公共施設の点検・診断の概要(2)

分類	施設用途	施設名	年度	点検・診断内容	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	益子町総合体育館	毎年度	衛生管理業務 消防設備点検業務 エレベーター保守管理業務 地下タンク漏洩検査	
		北運動場体育館	毎年度	消防設備点検業務	
	レクリエーション施設・観光施設	地域振興拠点施設 (道の駅ましこ)	平成29年度	地域振興拠点施設整備事業(建築工事)定期1年次点検	
			平成30年度	地域振興拠点施設整備事業(建築工事)定期2年次点検	
			毎年度	自家用電気工作物定期点検 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検 ガスヒートポンプ定期点検 浄化槽法第11条検査 空調機保守点検 自動扉保守管理定期点検 浄化槽維持管理保守点検	
		地域振興拠点施設(加工施設)	毎年度	自家用電気工作物定期点検	
		ましこ悠和館	毎年度	受水槽清掃・飲料水水質調査 消防設備保守点検 浄化槽保守点検	
	学校教育系施設	学校	田野小学校 益子小学校 益子西小学校 七井小学校 田野中学校 益子中学校 七井中学校	令和元年度	屋根・屋上、外壁等の点検
		その他教育施設	学校給食センター	毎年度	自家用電気工作物点検 重油槽検査清掃業務 消防設備保守点検 ボイラー保守点検 生ごみ処理・厨房除外装置点検 氷蓄熱式空調機保守点検 貯水槽点検清掃業務

表 2-6 公共施設の点検・診断の概要(3)

分類	施設用途	施設名	年度	点検・診断内容
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人デイサービスセンター(おあしす館)	毎年度	電気工作物保安業務
				消防設備点検
	福祉施設	保健センター	毎年度	電気工作物保安業務
				消防設備点検
行政系施設	庁舎等	益子町役場	毎年度	自家用電気工作物
				空調設備保守点検
				消防用設備点検
				貯油槽清掃及び漏えい検査
				ボイラー検査
				簡易水道管理検査
				ばいじん測定
	飲料水水質検査			
			平成29年度	耐震診断・耐震補強計画策定業務
			令和2年度	改修等計画策定業務(長寿命化計画を含む)
	消防施設	防災備蓄倉庫	毎年度	自家用電気工作物(防災備蓄倉庫・非常用発電機)
	その他行政系施設	益子駅舎	毎年度	電気工作物保安業務
				消防設備点検
公営住宅	公営住宅	町営星の宮住宅【新】	毎年度	消防設備点検
公園	公園	北公園	毎年度	浄化槽保守点検業務
				自家用電気工作物保安業務

②大規模改修等

表 2-7 公共施設の対象棟・工事内容(1)

分類	施設用途	施設名	年度	対象棟・工事内容
町民文化系施設	集会施設	町民会館	平成29年度	エレベータ更新工事
				舞台照明改修工事(調光盤)
			平成30年度	舞台照明改修工事(照明卓)
				緞帳修繕工事
			令和元年度	空調工事
				駐車場整備工事
		駐車場電灯設置工事		
		農村環境改善センター	令和2年度	空調工事
				高圧ケーブル交換工事
文化施設		陶芸の丘(旧濱田庄司邸)	平成29年度	茅葺屋根正面改修工事
		陶芸美術館(サロン)	令和元年度	エアコン更新
		陶芸美術館(東西門トイレ)	令和元年度	トイレ改修工事

表 2-7 公共施設の対象棟・工事内容(2)

分類	施設用途	施設名	年度	対象棟・工事内容	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	益子町総合体育館	平成29年度	エレベーター更新工事	
			平成30年度	自動火災報知機受信機更新工事 トレーニングルーム空調設備取付工事	
			令和元年度	多目的室空調機更新工事 トレーニングマシン更新工事	
			令和2年度	非常照明(LED)取替工事	
			北運動場体育館	平成30年度	テニスコート駐車場整備工事
	レクリエーション施設・観光施設	益子の森(フォレスト益子)	平成29年度	設備ヤード鉄鋼塗装修繕工事	
			令和元年度	展示室屋根塗装工事	
			令和2年度	宿泊施設ウッドデッキ修繕工事	
		ましこ悠和館	平成29年度	改修工事	
			平成30年度	改修工事 外構工事	
		地域振興拠点施設 (道の駅ましこ)	平成29年度	仮設駐車場整備工事	
	令和元年度		駐車場整備工事		
地域振興拠点施設 (加工施設)	平成29年度	看板設置工事			
学校教育系施設	学校	田野小学校	平成29年度	プール配管等更新工事	
			平成30年度	校舎衛生設備改修工事 屋内運動場体育館屋根改修工事	
			令和元年度	校舎空調設備設置工事 屋内運動場体育館放送設備改修工事	
			令和2年度	校舎屋上防水改修工事 校舎・屋内運動場校内ネットワーク更新工事	
		益子小学校	令和元年度	校舎空調設備設置工事 遊具修繕	
			令和2年度	校舎・屋内運動場校内ネットワーク更新工事	
		益子西小学校	平成30年度	校舎衛生設備改修工事 校舎放送設備改修工事	
			令和元年度	校舎空調設備設置工事 プール塗装工事	
			令和2年度	校舎・屋内運動場校内ネットワーク更新工事	
			七井小学校	平成30年度	校舎衛生設備改修工事
			令和元年度	校舎・特別教室空調設備設置工事	
			令和2年度	校舎排水設備工事 校舎・特別教室・屋内運動場校内ネットワーク更新工事	
		田野中学校	平成29年度	校舎衛生設備改修工事 校舎放送設備改修工事	
			平成30年度	武道館天井改修工事 図書室照明修繕	
			令和元年度	校舎・特別教室・技術室空調設備設置工事	
			令和2年度	校舎・技術室・屋内運動場・武道館校内ネットワーク更新工事	
		益子中学校	平成29年度	校舎衛生設備改修工事 校舎屋上防水補修工事 教室棟汚水マス布設替え工事	
				平成30年度	校舎放送設備改修工事 技術室防水シート改修工事 駐車場側溝修繕
					令和元年度
			令和2年度	校舎・技術室・屋内運動場校内ネットワーク更新工事	

表 2-7 公共施設の対象棟・工事内容(3)

分類	施設用途	施設名	年度	対象棟・工事内容
学校教育 系施設	学校	七井中学校	平成29年度	校舎衛生設備改修工事
			平成30年度	武道館天井改修工事
			令和元年	校舎・技術室空調設備設置工事 浄化槽蓋修繕
			令和2年	校舎・技術室・屋内運動場・武道館校内ネットワーク更新工事
	その他教育 施設	学校給食センター	平成29年度	ディスプレイ圧送ポンプ修繕
			平成30年度	スパイラルドア修繕 パススルー冷蔵庫購入
			平成元年度	煮炊き室等床修繕 ボイラー更新工事
			令和2年度	野菜プレハブ冷凍庫修繕
				野菜プレハブ冷凍庫室内機・室外機更新工事
				電気フライヤー購入
子育て 支援施設	幼児・児童 施設	子ども子育て支援拠点施設	平成29年度	改修工事
			平成30年度	外構工事
保健・福祉 施設	福祉施設	保健センター	平成29年度	保健センター外壁・屋根改修工事
			平成30年度	保健センターエアコン取替工事
行政系 施設	庁舎等	益子町役場	平成29年度	駐車場舗装修繕工事
			平成30～令和元年度	耐震補強工事
			平成30年度	自動火災警報設備修繕工事
				地下タンクライニング工事
				駐車場舗装修繕工事
			令和元年度	トイレ洋式化工事
				議場カメラ設置工事 進入路舗装修繕工事
	令和2年度	貯水槽水道改修工事		
	その他行政系 施設	益子駅舎	平成29年度	待合室エアコン入替工事
	公園	公園	北公園	平成30年度
令和元年度				野球場カウント表示板設置工事
南運動公園			平成30年度	トイレ洋式化工事

③統廃合

表 2-8 公共施設の統廃合の概要

分類	施設用途	施設名	年度	統廃合の概要
町民文化 系施設	文化施設	民具センター	令和元年度	解体
スポーツ・レク リエーション系 施設	スポーツ施設	北運動場	平成30年度	外トイレ解体工事
行政系 施設	消防施設	旧消防団第3分団第4部	平成29年度	旧3-4消防団拠点施設解体工事

④民間活用（指定管理等）

表 2-9 公共施設の民間活用の概要

分類	施設用途	施設名	年度	民間活用の概要
町民文化 系施設	集会施設	地域資源総合管理施設 (尾羽の里交遊館)	平成28年度～	上大羽むらづくり委員会指定管理
スポーツ・レク リエーション系 施設	レクリエーション施設・観光施設	地域振興拠点施設 (道の駅ましこ)	平成31年度～	榊ましこカンパニー(道の駅ましこ)指定管理
子育て支 援施設	幼児・児童施設	放課後児童クラブ施設	平成30年度～	益子西小学校学童保育おおぞらクラブ指定管理
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	老人デイサービスセン ター(おあしす館)	平成31年度～	社会福祉法人明照協会指定管理

2) インフラ資産

①道路

表 2-10 道路の維持修繕の実績

年度	維持内容
平成28年度	稲荷山橋橋梁補修工事
	町道維持補修(益子地区)
	町道維持補修(七井地区)
	町道維持補修(田野地区)
	町道2号線ほか 舗装修繕工事
	益子町公共下水道工事に伴う舗装復旧工事
平成29年度	町道維持補修(益子地区)
	町道維持補修(七井地区)
	町道維持補修(田野地区)
	町道2号線ほか 舗装修繕工事
	町道2号小宅大沢線ほか 道路維持工事
	公共下水道工事に伴う舗装復旧工事
平成30年度	町道維持補修(益子地区)
	町道維持補修(七井地区)
	町道維持補修(田野地区)
	町道2号線舗装修繕工事
	公共下水道工事に伴う舗装復旧工事
令和元年度	町道維持補修(益子地区)
	町道維持補修(七井地区)
	町道維持補修(田野地区)
	町道33-1号大平北中線 舗装修繕工事
	町道5号線 舗装修繕工事
	町道141号および33号線 舗装修繕工事
	公共下水道工事に伴う舗装復旧工事
	公共下水道舗装復旧工事
令和2年度	町道維持補修(益子地区)
	町道維持補修(七井地区)
	町道維持補修(田野地区)
	町道29号線 舗装修繕工事
	町道23号線 舗装修繕工事
	町道22号線 舗装修繕工事
	町道133号線 舗装修繕工事
	町道21号線 舗装修繕工事
	公共下水道舗装復旧工事

②橋りょう

表 2-11 橋りょうの維持修繕の実績

年度	維持内容
平成28年度	田中橋橋梁補修工事
平成29年度	田端橋橋梁補修工事
平成30年度	石塚橋橋梁補修工事 町道37号線助成橋補修工事
令和2年度	町道41号線吉原橋橋梁補修工事

③下水道

表 2-12 下水道の維持修繕の実績

年度	維持内容
平成29年度	益子浄化センターOD槽耐震補強工事 益子浄化センター汚泥脱水機ベルトコンベア用サイクロモータープーリ修繕 益子浄化センタースカラベ3号スクリーンユニット破砕機修繕工事 益子浄化センタースカラベ3号スクリーンユニット修繕工事 益子浄化センター長寿命化工事
平成30年度	益子浄化センタースクリーンユニットし渣脱水機修繕工事
令和元年度	益子浄化センター異常通報装置修繕工事 益子浄化センター汚泥脱水機修繕工事
令和2年度	益子浄化センター避雷器低圧サージ防護装置設置工事

④農業集落排水

表 2-13 農業集落排水の維持修繕の実績

年度	維持内容
平成29年度	小宅地区農業集落排水処理施設非常通報装置等修繕工事
平成30年度	小宅地区農業集落排水処理施設水中曝気攪拌機修繕工事
令和元年度	長堤上山地区農業集落排水処理施設破砕機修繕工事 農業集落排水処理施設設備修繕工事
	長堤上山地区農業集落排水処理施設汚泥移送ポンプ交換工事

(5) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

1) 公共施設の将来の更新等費用

①現在要している更新等経費

過去5年間に公共施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約2.1億円、新規整備分と用地取得分を合わせた合計は約5.6億円となっています。

表 2-1 4 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳 (単位：千円)

区分	費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通 会計	既存更新分	226,988	279,773	284,488	97,252	186,115	214,923
	新規整備分	917,956	140,090	125,112	464,213	32,174	335,909
	用地取得分	0	0	0	59,538	0	11,908
	合計	1,144,944	419,863	409,600	621,003	218,289	562,740

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

※平成23年度から平成27年度までの既存更新分+新規整備分の投資的経費の年平均は約7.7億円

②耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

令和3年度調査時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約314.3億円、年平均で約8.7億円が必要となり、充当可能な財源（過去10年間の公共施設にかかる投資的経費の実績（既存更新分+新規整備分））年平均約6.6億円に対し約2.1億円の超過となります。

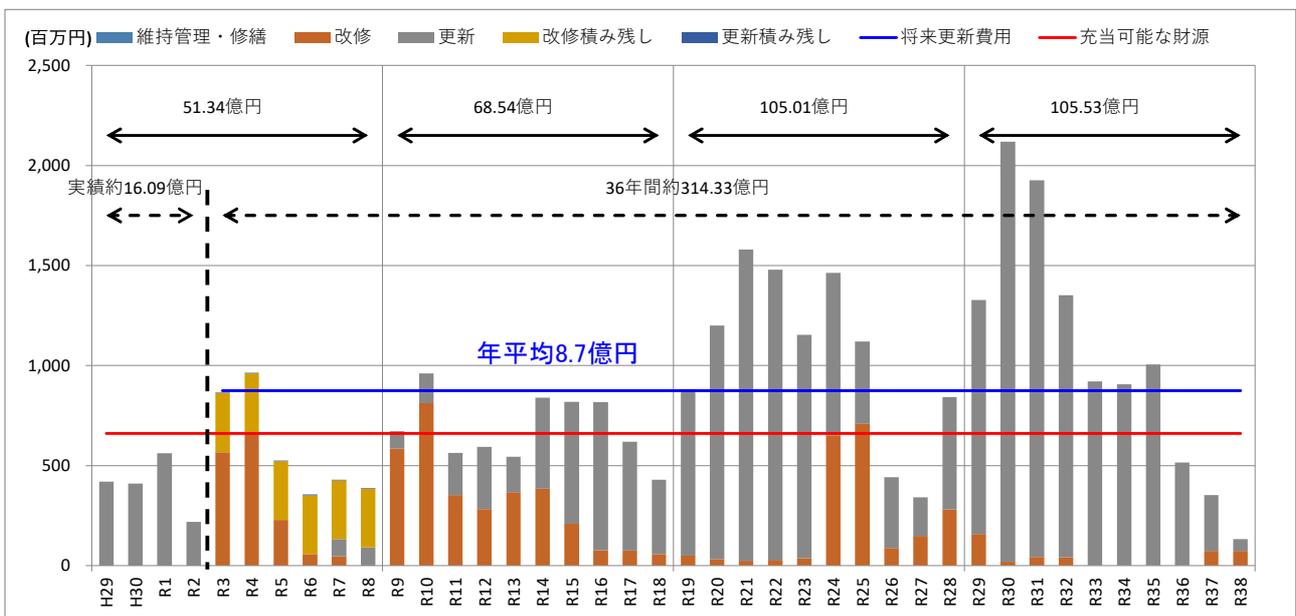


図 2-1 4 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

③長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和元年度に策定している学校施設長寿命化計画を反映し、その他の施設は総務省より提供されている公共施設等更新費用試算における大規模改修を40年、更新を80年として試算します。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約294.0億円、年平均で約8.2億円が必要となり、充当可能な財源(過去10年間の公共施設にかかる投資的経費の実績)年平均約6.6億円に対し約1.6億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約20.4億円、年平均で約0.6億円の縮減となります。

長寿命化による効果が明確にならない理由は、学校以外の公共施設については単純更新と同様に総務省の公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しているためです。そのため、今後、学校以外の公共施設についても個別施設計画(長寿命化計画)を策定し、長寿命化の費用について見直しを進めていきます

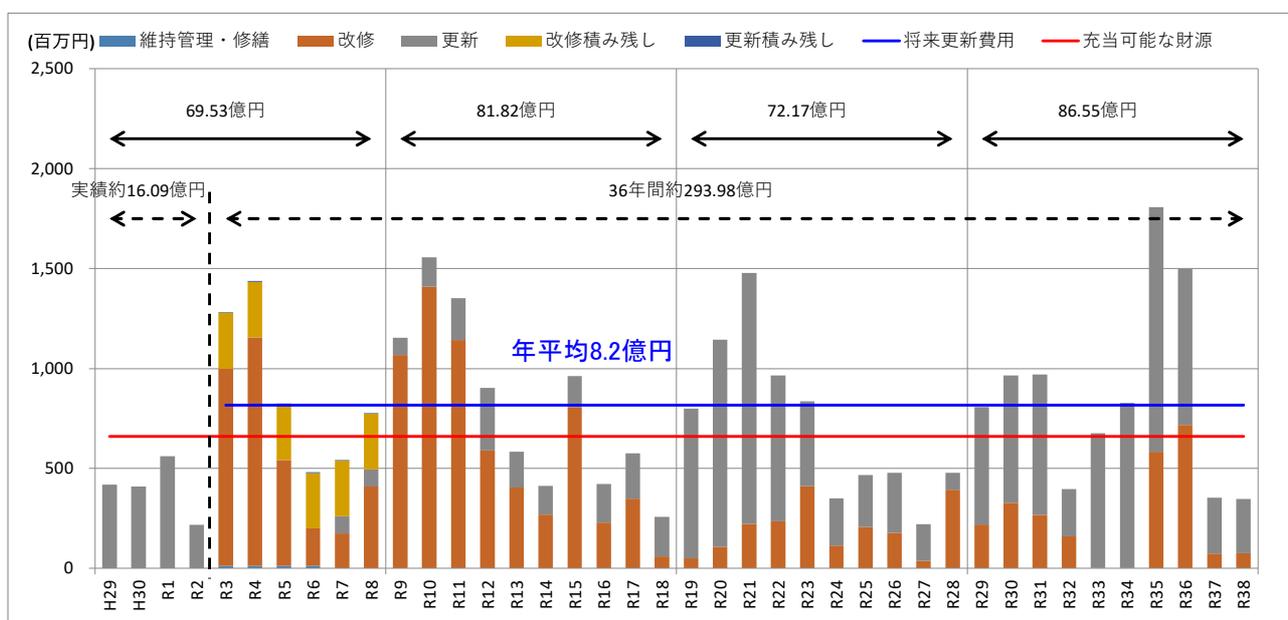


図 2-15 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

表 2-15 公共施設(建物)の効果額

	(単位:億円)							
	H29~R2 (実績)	R3~R8 (6年間)	R9~R18 (10年間)	R19~R28 (10年間)	R29~R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新 等費用	充当可能な 年平均財源 (過去10年)
a. 自然体	16.09	35.25	68.54	105.01	105.53	314.33	8.73	6.60
b. 長寿命化対策		53.44	81.82	72.17	86.55	293.98	8.17	
c. 効果(b-a)	—	18.19	13.28	▲ 32.84	▲ 18.98	▲ 20.35	▲ 0.56	—

2) インフラ資産の将来の更新等費用

①現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間にインフラ施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約1.4億円、新規整備分と用地取得分を合わせると約1.6億円となっています。企業会計における既存更新分の年平均は約0.1億円、新規整備分を合わせると約2.9億円となっており、普通会計と企業会計の既存更新分の合計は約1.5億円、総合計は約4.5億円となります。

表 2-16 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通会計	既存更新分	149,742	193,869	85,150	191,649	56,141	135,310
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	15,757	48,565	42,509	18,829	14,135	27,959
	合計	165,499	242,434	127,659	210,478	70,276	163,269
企業会計	既存更新分	0	0	39,500	0	9,218	9,744
	新規整備分	342,773	302,108	275,851	289,219	167,870	275,564
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	342,773	302,108	315,351	289,219	177,088	285,308

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

※平成23年度から平成27年度までの既存更新分＋新規整備分の投資的経費の年平均は、普通会計分が約1.8億円、企業会計分が約2.1億円

道路

(単位：千円)

区分	費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通会計	既存更新分	121,932	161,145	68,050	153,279	20,655	105,012
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	15,757	48,565	42,509	18,829	14,135	27,959
	合計	137,689	209,710	110,559	172,108	34,790	132,971

橋りょう

(単位：千円)

区分	費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
普通会計	既存更新分	27,810	32,724	17,100	38,370	35,486	30,298
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	27,810	32,724	17,100	38,370	35,486	30,298

下水道

(単位：千円)

区分	費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
企業会計	既存更新分	0	0	39,500	0	9,218	9,744
	新規整備分	342,773	302,108	275,851	289,219	167,870	275,564
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	342,773	302,108	315,351	289,219	177,088	285,308

②耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

令和2年度時点で保有しているインフラ施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約150.4億円、年平均で約4.2億円が必要となり、充当可能な財源（過去10年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績（既存更新分＋新規整備分））年平均約4.0億円に対し約0.2億円の超過となります。

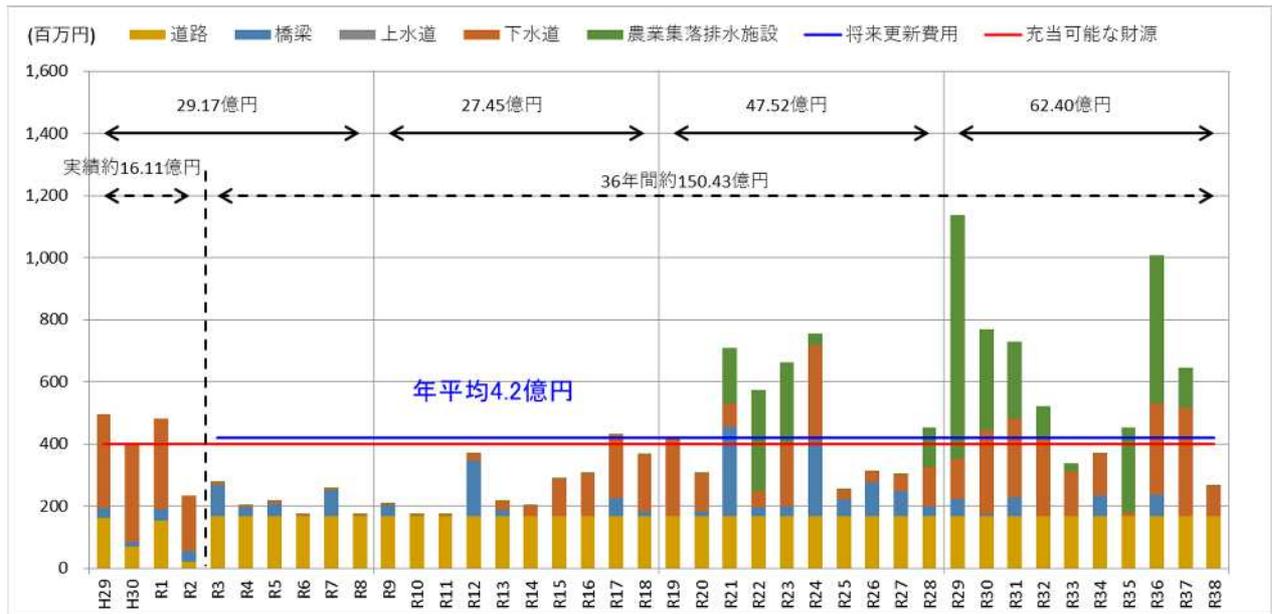


図 2-1-6 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

③長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、長寿命化計画を策定していない道路、下水道及び農業集落排水施設については、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」より令和3年度から11年度までを反映し、令和14年度以降は、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。

その結果、令和3年度から令和38年度までの36年間で約149.0億円、年平均で約4.1億円が必要となり、充当可能な財源(過去10年間の公共施設にかかる投資的経費の実績)年平均約4.0億円に対し約0.1億円の超過となります。

長寿命化による効果が明確にならない理由は、橋りょう以外のインフラ資産については単純更新と同様に総務省の公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しているためです。そのため、今後、道路、下水道及び農業集落排水施設等のインフラ資産の個別施設計画(長寿命化計画)を策定し、費用についても見直しを進めていきます。

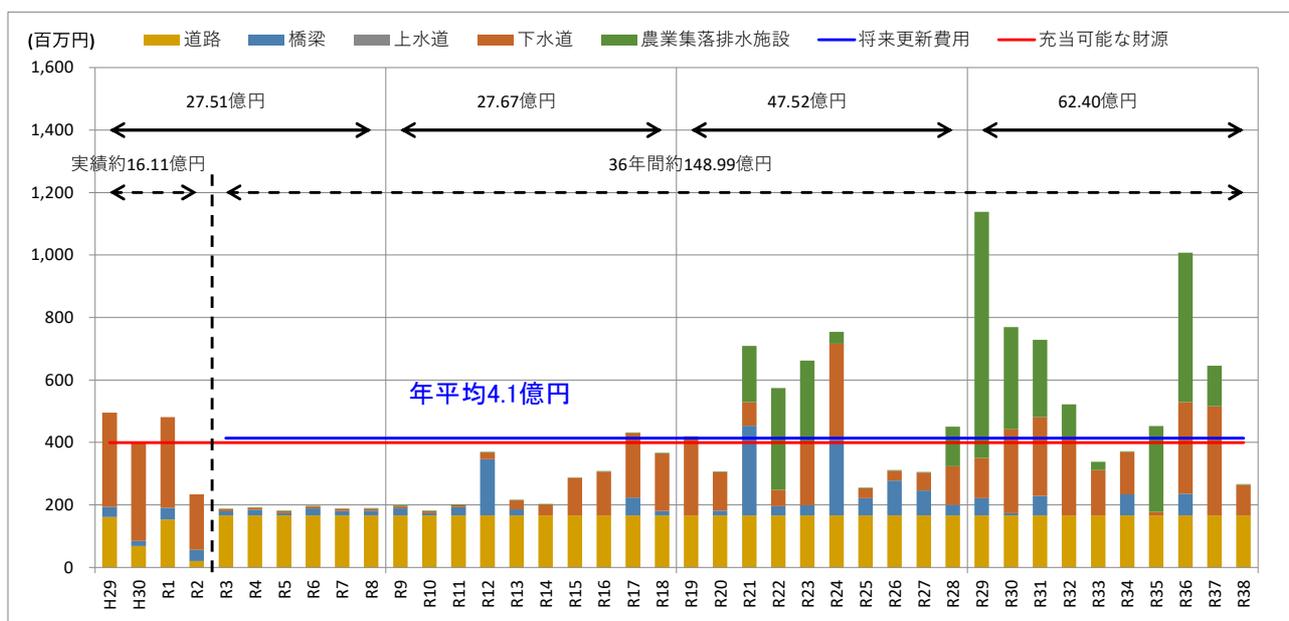


図 2-17 長寿命化対策を反映した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

表 2-17 インフラ資産の効果額

(単位: 億円)

	H29~R2 (実績)	R3~R8 (6年間)	R9~R18 (10年間)	R19~R28 (10年間)	R29~R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新等 費用	充当可能な 年平均財源 (過去10年)
a. 自然体	16.11	13.06	27.45	47.52	62.40	150.43	4.18	3.99
b. 長寿命化対策		11.40	27.67	47.52	62.40	148.99	4.14	
c. 効果(b-a)	—	▲ 1.66	0.22	0.00	0.00	▲ 1.44	▲ 0.04	—

3) 公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

①耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3年度から令和38年度までの36年間で約464.8億円、年平均で約12.9億円が必要となり、充当可能な財源（過去10年間の公共施設等にかかる投資的経費の実績）年平均約10.6億円に対し約2.3億円の超過となります。



図 2-18 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

②長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3年度から令和38年度までの36年間で約443.0億円、年平均で約12.3億円が必要となり、充当可能な財源年平均約10.6億円に対し約1.7億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約21.8億円、年平均で約0.6億円の縮減となります。

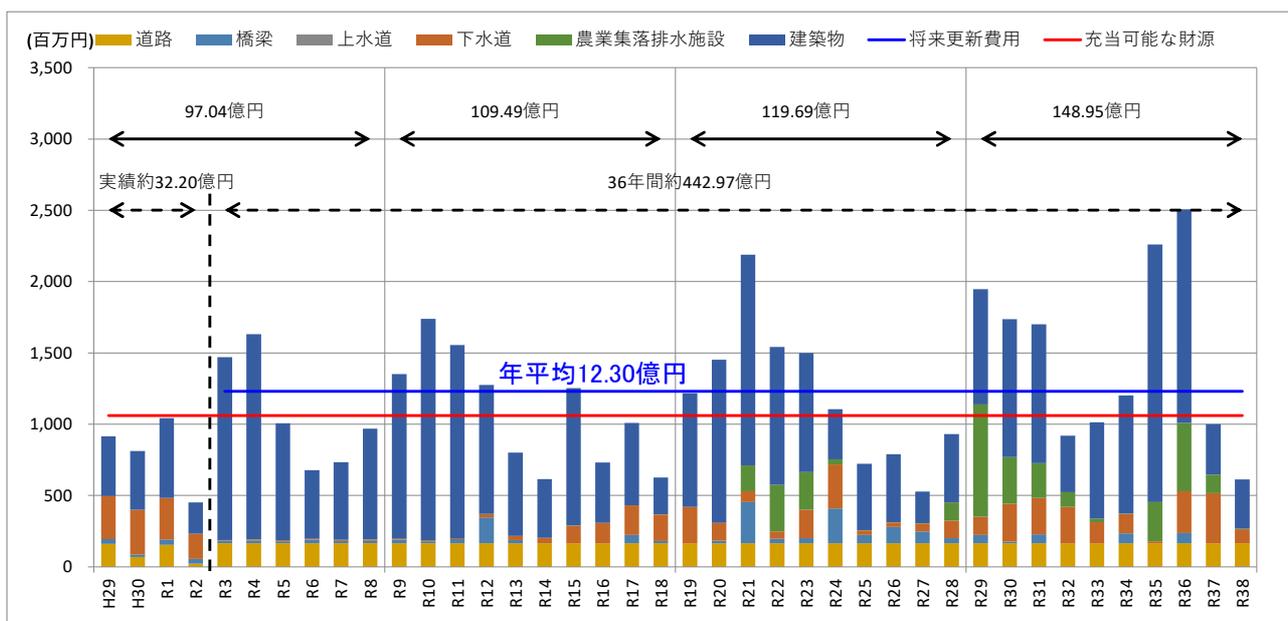


図 2-19 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

表 2-18 公共施設・インフラ資産の効果額

(単位：億円)

	H29～R2 (実績)	R3～R8 (6年間)	R9～R18 (10年間)	R19～R28 (10年間)	R29～R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新等 費用	充当可能な 年平均財源 (過去10年)
a. 自然体	32.20	48.31	95.99	152.53	167.93	464.76	12.91	10.59
b. 長寿命化対策		64.84	109.49	119.69	148.95	442.97	12.30	
c. 効果(b-a)	—	16.53	13.50	▲ 32.84	▲ 18.98	▲ 21.79	▲ 0.61	—

③中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、平成29年度から令和38年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間）

【 2017 年度から10年間】

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物 (a)	56	5,049	1,802	6,908		5,088	1,819	551
	インフラ施設 (b)	0	0	3,459	3,459		3,625	-167	135
	計 (a+b)	56	5,049	5,261	10,366		8,713	1,653	686
公営事業会計	建築物 (c)	0	45	0	45		45	0	0
	インフラ施設 (d)	0	0	1,133	1,133		1,133	0	285
	計 (c+d)	0	45	1,133	1,179		1,179	0	285
建築物合計 (a+c)		56	5,095	1,802	6,953		5,134	1,819	551
インフラ施設 (b+d)		0	0	4,592	4,592		4,759	-167	420
合計 (a+b+c+d)		56	5,095	6,394	11,545		9,892	1,653	971

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年以上）

【 2017 年度から

2056 年度】

今後 40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物 (a)	59	15,591	14,713	30,364	32,399	-2,035	551
	インフラ施設 (b)	0	0	19,133	19,133	19,278	-144	135
	計 (a+b)	59	15,591	33,847	49,497	51,676	-2,179	686
公営事業会計	建築物 (c)	0	218	425	643	643	0	0
	インフラ施設 (d)	0	0	8,425	8,425	8,425	0	285
	計 (c+d)	0	218	8,850	9,068	9,068	0	285
建築物合計 (a+c)		59	15,809	15,139	31,007	33,042	-2,035	551
インフラ施設 (b+d)		0	0	27,558	27,558	27,703	-144	420
合計 (a+b+c+d)		59	15,809	42,697	58,565	60,745	-2,179	971

【備考】

※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築。

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

2.4.公共施設等を取り巻く課題の整理

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

<人口の現状や将来の見通しからみた課題>

本町の総人口は、平成 12 年をピークに減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査人口は 21,898 人となっており、益子町人口ビジョンによる推計よりも減少が早く、今後も減少が続く見通しです。また、年齢 3 階層別の構成比は、生産年齢人口は減少し、高齢者人口が増加する見通しです。

人口減少及び高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえた公共施設のあり方や、新たな町民ニーズに対応した機能の維持・向上を検討する必要があります。

<財政の現状や将来の見通しからみた課題>

歳入のうち、地方税は生産年齢人口の減少などにより税収の増加は期待できず、自主財源の確保が困難になる見通しです。

歳出は、高齢化の進行等に伴う扶助費の増加により、公共施設等にかかる投資的経費に充当できる財源の確保が困難となることが想定されます。

今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

<公共施設の現状や将来の見通しからみた課題>

本町では昭和 40 年代後半から現在にかけて多くの建築物系公共施設が整備されており、建築後 30 年以上経過している施設が全体の約 6 割を占めていることから、点検・診断結果を踏まえ改修工事等を実施しています。

今後、更に施設の更新や改修の時期を順次迎え、更新等にかかる費用の増大や更新時期の集中が想定されることから、公共施設の個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、施設の安全確保や更新等にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 基本目標

公共施設等を取り巻く現状と課題、将来の費用負担に関する試算結果を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

公共施設については、安全性と機能性を確保し、質の高い公共サービスを維持した上で、公共施設全体の効率的な有効活用と最適化を目指します。

インフラ資産については、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には救護や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、安全性と利便性を確保しつつ、長寿命化等による経費の抑制を目指します。

1. 公共施設等の安全性と機能性の確保

公共施設については、大規模修繕の目安である築30年以上となる施設は全体の約6割（延床面積）を占めています。インフラ資産については、平成25（2013）年度策定の「益子町橋梁長寿命化修繕計画」では橋りょうの26%で建設後50年以上を経過しています。その他インフラ施設についても、今後耐用年数を迎えるものが増加する傾向にあります。

今後も進行する施設の老朽化に伴い、効率的かつ効果的な点検・診断に基づき、適切かつ合理的な大規模修繕や更新等を実施して、公共施設等の安全性と機能性の確保に努めます。

2. 人口減少等に対応した公共施設の規模・配置の適正化

人口減少が続く中、現在の延床面積の総量を維持した場合、人口一人当たりの延床面積は増加し、施設の更新等にかかる人口一人あたりの費用負担も増加することが想定されます。

人口構造の変化に伴う町民ニーズの変化に適切に対応しつつ、公共施設の統廃合等による規模及び配置の適正化に努めます。

3. 公共施設等の将来の更新等費用の縮減

公共施設とインフラ資産を合計したすべての公共施設等の将来の更新等費用（大規模修繕と建替えにかかる経費）は、年間約12.9億円かかる見込みであり、将来充当可能な財源見込み額である年間約10億円の約1.3倍が必要となります。

一方、将来の財政状況については、生産年齢人口の減少や高齢者の増加に伴う社会保障費の増加など、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。聖域を設けることなく、確実な公共施設等の将来の更新等費用の縮減に努めます。

3.2.公共施設（建築物系）の削減目標の検討

充当可能な財源の見込み額と将来の更新等費用の差額を削減すべき延床面積とみなして試算しました。

<平成 28 年度調査時点での削減目標>

$$\left(\frac{6.9 \text{ 億円/年}}{8.2 \text{ 億円/年}} \right) \times 100 = 15.9\% \rightarrow \text{約 } 16\%$$

(年間の充当可能財源) (将来の更新等費用) (削減目標)

※延床面積に換算すると 92,049.91 m² × 16% ≒ 15,000 m² の削減目標となります。

<令和 3 年度調査時点での試算結果>

平成 28 年度調査時点における将来更新等費用は 8.2 億円、令和 3 年度調査時点での将来更新等費用は自然体が約 8.7 億円、長寿命化対策が約 8.2 億円となっており、大きな乖離はありません。

平成 28 年度調査時点における過去 5 年間の投資的経費は 6.9 億円、令和 3 年度調査時点での過去 10 年間における投資的経費は約 6.6 億円です。

今後も投資的経費が同水準で推移すると仮定した場合、削減率は自然体で約 24%、長寿命化対策で約 19%になります。

個別施設計画（長寿命化計画）を策定していない公共施設については、早急に統廃合や長寿命化の検討を行い、財源確保の見通しを踏まえて個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、計画的な維持管理等を図ります。

表 3-1 公共施設の削減率の試算結果

(単位：億円)

	H29～R2 (実績)	R3～R8 (6年間)	R9～R18 (10年間)	R19～R28 (10年間)	R29～R38 (10年間)	合計 (36年間)	36年間の 平均更新 等費用	充当可能な 年平均財源 (過去10年)	削減率
a. 自然体	16.09	35.25	68.54	105.01	105.53	314.33	8.73	6.60	24.4%
b. 長寿命化対策		53.44	81.82	72.17	86.55	293.98	8.17		19.2%
c. 効果(b-a)	—	18.19	13.28	▲ 32.84	▲ 18.98	▲ 20.35	▲ 0.56	—	—

3.3.公共施設等の管理に関する実施方針

前節の公共施設等総合管理の基本目標を踏まえ、公共施設等の管理に関する実施方針について以下に整理します。

なお、今後新たに策定する各施設の個別施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方針と整合性を図るものとします。

(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

<公共施設> 継続的に点検・診断、メンテナンスを行える体制の整備

- 損傷や故障の発生に伴い改修等を行う対処療法である「事後保全」から、適正な点検・診断を施すことにより、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全」に転換します。
- 建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設管理者による日常点検・診断等を導入し、安全性を確保します。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）として継続的に取り組んでいきます。

<インフラ資産> 点検・診断結果を活用したメンテナンスサイクルの構築

- 施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」へ転換し、計画的な点検、実施を行います。
- 点検・診断結果から得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築します。
- 国の点検マニュアルが公表されているインフラ資産については、国のマニュアルに従い、適切に点検を実施します。

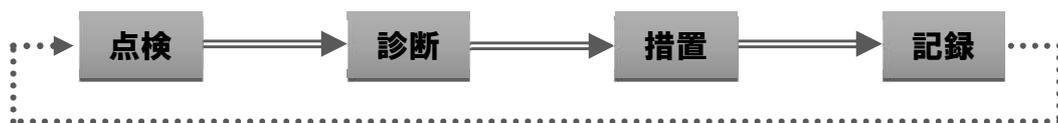


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

<公共施設> 適切な修繕・更新

- 各施設の適切な修繕を行うために事前の点検・診断を実施します。
- 点検・診断等の結果を踏まえ計画的に修繕を行います。これにより劣化の進行を遅らせ、施設機能の低下を制御することで、維持管理費用の抑制と平準化を進めます。

<インフラ資産> 便益/コストのバランスを考慮した維持管理・修繕・更新

- インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮し、効果的に修繕・更新等を行います。
- 施設の整備にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材の使用を積極的に進めます。
- インフラ資産ごとに重要度等を踏まえ、性能の低下や事故を未然に防ぐ、「予防保全型」と、通常点検の都度に不具合が発見された場合に修繕する「事後保全型」に分け、適切に維持管理を実施します。

(3) 耐震化の実施方針

<公共施設> 段階的な耐震化の推進

- 耐震化未実施の施設のうち、継続して保有する施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を進めます。

(4) 長寿命化の実施方針

<公共施設> 計画的な長寿命化の推進

- 今後、大規模修繕時期を迎える施設は、長寿命化を併せて行うことにより、長期的な維持管理コストの縮減に努めます。
- 長寿命化改修等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて新たに要求される性能を満たし、住民等が利用しやすい施設を目指すとともに、省エネルギー化や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

- 今後新たに策定する長寿命化等の諸計画については、本計画における方針と整合を図るものとします。

<インフラ資産> 長寿命化の推進

- 施設特性を考慮のうえ安全性や経済性を踏まえつつ、長寿命化を図り、コストの抑制や平準化に努めます。
- 橋りょうについては「益子町橋梁長寿命化修繕計画」が策定されており、他施設の動向と調整を図りながら長寿命化を推進します。その他のインフラ資産についても長寿命化計画の策定を進めます。
- 今後、新たに策定するインフラ資産の個別施設計画（長寿命化計画）については、本計画の方針と整合を図ります。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

<公共施設> 公共施設のユニバーサルデザイン化

- 公共施設は、大規模改修・更新等の時期に合わせて、動線計画、配置計画、スロープや視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに必要な設備計画、サイン計画等を行い、障がいの有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心して快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。

<インフラ資産> 誰もが移動しやすい施設づくり

- 道路や橋りょうについては、歩道の拡幅や段差の解消などに努め、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全・安心して利用できる空間整備を進めます。
- 特に、人の利用が多い集客性のある公共施設周辺、通学路などでの導入を優先的に検討します。

(6) 統合や廃止の推進方針

<公共施設> 公共施設の統合や廃止の推進

- 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や公共サービスの維持・向上に努めます。
- 必要な公共サービスの水準を維持するため、施設の更新時において施設の統合、複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。
- 将来的な利用状況を鑑み、人口構成の変動や財政状況等を踏まえながら、客観的な視点から保有の必要性を検討し、保有総量の縮減に努めます。
- 施設の廃止により生じる跡地は、有効活用を検討します。

<インフラ資産> 財政状況を考慮した計画的な施設整備

- インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や町民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に進めます。

(7) 公共施設再編整備に向けた取組方針

- 「第3期ましこ未来計画」では、まちの将来像として『幸せな協働体（共同体）・ましこ』を掲げています。
- 公共施設の再編整備を進めるにあたっては、このまちの将来像と整合を図りながら前記「(6) 統合や廃止の推進方針」を踏まえた検討が必要です。
- そのため、まちづくりの拠点に『幸せな協働体（共同体）・ましこ』を実現させるための公共施設の機能配置と、持続的に発展できるまちづくりのための様々な機能を集積させ、拠点間を結ぶネットワークを明確化した立地適正化計画を策定するとともに、公共施設再編整備計画の策定を進めます。
- 施設の新規整備や建替えを検討する際は、施設の位置や規模・設備等について、社会情勢や町民ニーズに適応しているか十分協議し、真に必要とされる施設以外は可能な限り抑制に努めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

職員の意識啓発

- 公共施設等の適正な維持管理には、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要です。よって、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内の意識共有を進めます。

官民連携の検討推進

- 民間活用の可能性がある施設については、PPP^(*1)やPFI^(*2)の導入を検討し、事業の効率化や公共サービスの充実化を進めます。

町民との協働・連携

- 公共施設等の課題解決方法を考えることは、今後の「益子町のまちづくりのあり方」を考えることです。
よって、町民や議会への情報提供と意見集約を行い協働して進めます。

補助制度等の活用

- 国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、町の財政負担の軽減に努めます。

(*1) PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

(*2) PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1.公共施設

公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。施設類型ごとに①基本情報、②建物の老朽化の状況、③概要・課題等、④基本的な方針について整理します。

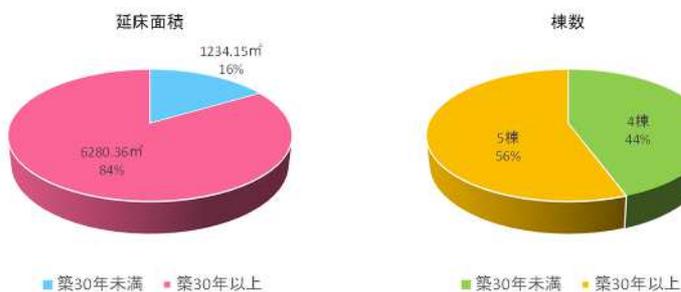
(1) 町民文化系施設

1) 集会施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備考
集会施設	農村環境改善センター	生涯学習課	直営	2	1978	1,652.00	
	総合営農指導拠点施設あぐり館	生涯学習課	直営	1	1997	863.88	
	町民会館	生涯学習課	直営	4	1987	4,694.43	
	地域資源総合管理施設 (尾羽の里交遊館)	農政課	指定管理者	2	1999	304.20	
合 計						7,514.51	

②建物の老朽化の状況



町民会館

③概要・課題等

農村環境改善センター

- 施設は十分活用されています。
- 1978年度の建設であり、耐震診断が未実施です。
- 築43年が経過し、建物全体の老朽化が進んでいます。
- 令和2年度に空調、電気設備の改修工事を実施しています。

総合営農指導拠点施設あぐり館

- 施設は十分活用されています。
- 1997年度の建設であり、築年も浅く大規模な老朽化はみられませんが、小規模な雨漏り等は発生しています。

町民会館

- ホール利用は、主にイベント開催時ですが、リハーサル室は通年十分に活用されています。
- 1987年度の建設で築34年が経過し、ホールの雨漏り、照明設備の老朽化、空調等設備の不具合、舞台装置の耐用年数超過等建物のすべてに渡って老朽化が進んでいます。
- 公民館会議室等は自主教室の定期的な利用や会議・研修会で随時利用されています。
- 公民館図書室は書架の収蔵能力が限界であり、資料を増やすことが困難な状況です。

地域資源総合管理施設（尾羽の里交遊館）

- 指定管理者による管理です。
- 1999年度の建設であり、大規模な老朽化はみられません。

④基本的な方針

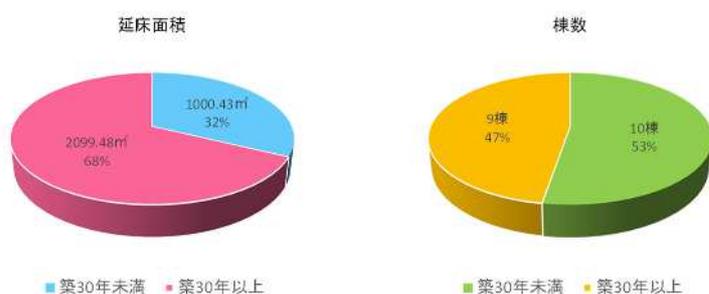
- 町民のニーズを把握しながら、屋根・外壁、空調設備等の部位を主体として、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を進めます。
- 町民会館については、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の予防保全に努め、長期的な利用を進めます。
- 農村環境改善センター、総合営農指導拠点施設あぐり館、地域資源総合管理施設については、それぞれの地域の中での施設の役割や特性、利用者ニーズを考慮し、より有効的な利用について検討します。なお、農村環境改善センターは旧耐震建築物であり耐震診断が未実施であるため、診断を実施します。

2) 文化施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
文化施設	陶芸の丘(益子陶芸美術館・他)	観光商工課	直営	10	1990	1,824.90	
	陶芸の丘(笹島喜平館)	観光商工課	直営	2	1994	158.04	
	陶芸の丘(旧濱田庄司邸)	観光商工課	直営	1	1990	261.00	
	陶芸の丘(陶芸工房・他)	観光商工課	直営	4	1990	313.10	
	陶芸の丘(研修館)	観光商工課	直営	1	2001	345.79	
	陶芸の丘(益子国際工芸交流館)	観光商工課	直営	1	2013	197.08	
合 計						3,099.91	

②建物の老朽化の状況



陶芸の丘（益子陶芸美術館・他）

③概要・課題等

陶芸の丘

- 益子町を代表する文化施設であり、施設の中心である益子陶芸美術館では一年を通じたさまざまな企画展を開催し、来場者（観光客）の利用増加を図り、施設全体の活用がされています。また、益子町の各関係団体などの施設利用があり、十分に活用されています。
- 職員が毎日施設を確認し、修繕が必要な箇所は発見次第、修繕しています。
- 消防用設備、電気工作物、防犯カメラ、美術館のエレベーターの定期点検は実施しています。
- 益子陶芸美術館においては1990年度の建設で31年が経過しており、設備機器等の老朽化が進んでいます。特に、エレベーター、空調設備については部品供給が困難な状況にあり、早急な対応が必要です。
- 町民の文化施設であるとともに、町をPRするための重要な地域の文化資源であり、町を訪れる観光客の集客施設として、常に施設の損傷がないように安全面に注意を払いながら、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。
- 平成18年度から20年度までは財団が指定管理者となっていました。平成21年度から町直営の管理となっています。

④基本的な方針

- 益子陶芸美術館他の施設については、適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。
- 劣化状況に応じて、適切に改修や修繕を実施することで、収蔵品を適切に保管・活用するための環境整備や利用者の安全確保に努めます。

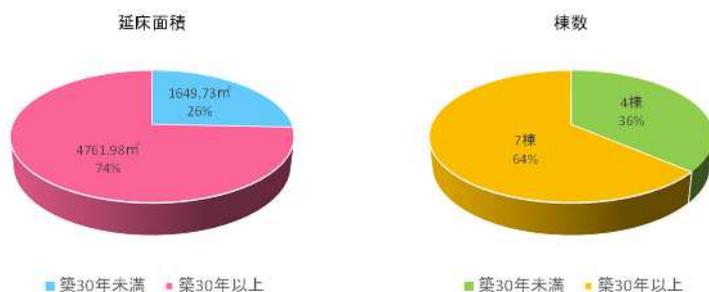
(2) スポーツ・レクリエーション系施設

1) スポーツ施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
スポーツ 施設	総合体育場	生涯学習課	直営	10	1965	4,862.71	
	北運動場	生涯学習課	直営	1	1998	1,549.00	
合 計						6,411.71	

②建物の老朽化の状況



益子町総合体育館

③概要・課題等

総合体育場

- 土日祝日は予約で埋まっている状況であり、施設の利用状況は良好です。
- 総合体育館及びテニスコートは隣接する益子中学校に貸し出されていて、平日の夕方は部活動に利用されています。
- プールは屋外プールであり、6月～9月に隣接する益子中学校や一般の利用者に利用されています。一般の利用者については、年々減少しております。また、築56年が経過しており劣化が進んでいますので、計画的に修繕をしながら、利用を継続していきます。
- 総合体育館においては1991年度の建設で築30年が経過し、雨漏りが発生するなど老朽化が進んでいます。またスポーツ器具もサビ等が発生し劣化が見受けられます。
- トレーニング室は2018年度に空調設備を設置し、2019年度には最新のマシンに更新しましたので、利用状況は良好です。

北運動場

- 体育館は小規模ですが、町全域からの利用を想定しています。築23年が経過し老朽化が進んできました。
- テニスコートは、平成30年度に廃止し駐車場として利用されています。

④基本的な方針

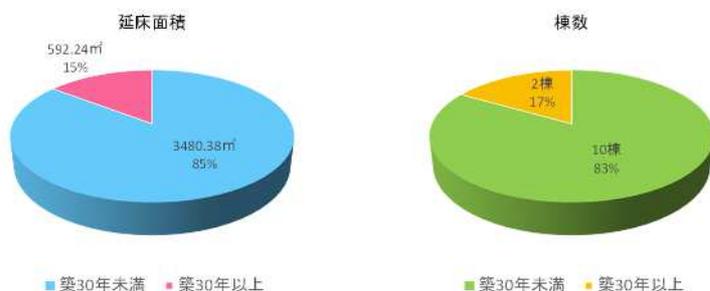
- 益子町総合体育館及び北運動場体育館については、町民のニーズを把握しながら、適切な維持管理を実施して施設の長寿命化を進めます。

2) レクリエーション施設・観光施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備考
レクリエーション施設・観光施設	森林公園キャンプ場	環境課	直営	1	1994	75.35	
	駅前ギャラリースポット	観光商工課	その他	1	1992	20.52	
	ましこ悠和館	観光商工課	直営	1	1973	571.72	
	益子の森	観光商工課	直営	3	1993	1,214.97	
	内町屋台パーク	企画課	直営	1	2001	173.38	
	新町屋台パーク	企画課	直営	1	2002	113.03	
	田町屋台パーク	企画課	直営	1	2002	117.16	
	地域振興拠点施設(加工施設)	農政課	指定管理者	2	2015	464.65	
	地域振興拠点施設(道の駅ましこ)	農政課	指定管理者	1	2016	1,321.84	
合 計						4,072.62	

②建物の老朽化の状況



地域振興拠点施設（道の駅ましこ）

③概要・課題等

森林公園

○キャンプ場は廃止しており、管理棟はアマチュア無線クラブのアンテナが隣接するため当該クラブの利用とマラソン大会時の簡易トイレの設置場所として利用されていますが、特定団体の利用に限られているため、施設の存続・廃止等の検討が必要です。

駅前ギャラリースポット

- 駅前ギャラリースポットは、益子駅利用の乗降者用休憩所として常時活用されています。
- 日常的な維持管理は観光協会で実施しています。1992年度の建設で築29年が経過していますが大きな老朽化もみられません。

ましこ悠和館

- 元々旅館であった施設を活用し、平成28年度～30年度に基礎、壁、床、外回りを改修し、令和元年度に宿泊施設として開業しました。
- 耐震補強工事も同時に実施しています。

益子の森

- 益子の森には、複合施設のフォレスト益子があり、施設内には展示場、宿泊施設（フォレストイン益子）、レストラン、天体観測施設があり、常時活用されています。
- 1993年度の建設で築28年が経過し、建物外壁、ウッドデッキ、設備機器等の老朽化が進んでいるため、早急な対応が必要です。

屋台パーク

- 彫刻屋台を収納する建物であり、益子駅から城内坂までの間に3箇所設置されています。
- 併設されたトイレの清掃はシルバー人材センターが定期的に行っています。修繕箇所を発見次第、修繕を実施しています。

地域振興拠点施設（加工施設）

- 平成28年度及び令和2年度に供用開始された物産品の加工施設で、築年も浅く老朽化はみられません。
- 第3セクター「株式会社ましろ」による運営で、同時に指定管理者も兼ねています。

地域振興拠点施設（道の駅ましろ）

- 平成28年10月15日にオープンした地域振興拠点施設です。
- 第3セクター「株式会社ましろ」による運営で、同時に指定管理者も兼ねています。
- 道の駅は道路施設であるとともに地域振興拠点施設として、町をPRするための重要な地域の資源であり、町を訪れる観光客の集客施設として、常に施設の損傷がないように安全面に注意を払いながら、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。
- 中長期修繕計画は策定済みです。

④基本的な方針

- 各施設とも、適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。
- 施設の劣化状況を把握するために、町職員、施設管理者等が建物の劣化状況を把握し、計画的な修繕・改修を実施することで、利用者の安全確保に努めます。
- 集客性のある「道の駅ましろ」については、特殊建築物に該当するため、定期的な点検報告を実施し、安全確保に努めます。また、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、適切な修繕・改修等を実施し、安全の確保に努めます。

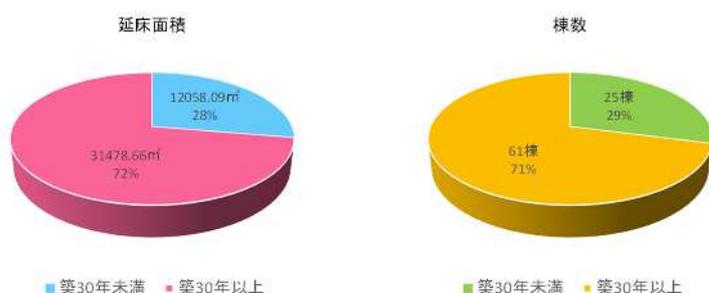
(3) 学校教育系施設

1) 学校

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
小学校	田野小学校	学校教育課	直営	7	1986	4,765.00	
	益子小学校	学校教育課	直営	7	2000	7,640.00	
	益子西小学校	学校教育課	直営	12	1980	5,310.00	
	七井小学校	学校教育課	直営	16	1972	5,091.29	
中学校	田野中学校	学校教育課	直営	11	1973	5,432.00	
	益子中学校	学校教育課	直営	11	1972	7,399.00	
	七井中学校	学校教育課	直営	13	1987	5,819.80	
廃校施設	廃校跡地【小宅小学校】	企画課	直営	9	1968	2,079.66	
合 計						43,536.75	

②建物の老朽化の状況



益子中学校

③概要・課題等

小・中学校

- 小学校 4 校、中学校 3 校、廃校 1 校を有し、町が保有する公共施設全体の延床面積の約半数近くを学校施設が占めています。
- 築 30 年以上経過する建物が延床面積の 70%を占め、建物本体、設備機器の老朽化が進んでいます。
- 校舎及び体育館はすべて耐震化しています。
- 消防設備、エレベーター保守点検等の法定点検はすべて実施しています。
- 建物、設備機器の修繕が必要な箇所は発見次第、修繕しています。
- 設備機器については、壊れた時点で修繕しています。
- 「益子町学校施設等長寿命化計画」を策定しています。

廃校跡地（小宅小学校）

- 廃校跡地（小宅小学校）は現在、町の書庫として利用されています。
- 耐震診断調査は実施していません。
- 老朽化により水道管の劣化や不具合が生じています。

④基本的な方針

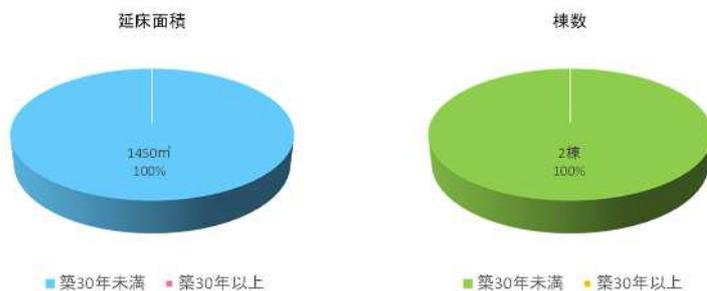
- 「益子町学校施設等長寿命化計画」に基づき適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。
- 田野中学校、益子中学校が 2033 年に建て替えの時期を迎えるため、将来の地域の人口動向や児童・生徒数の推移を見定めながら学校規模の適正化について検討していきます。
- 廃校跡地（小宅小学校）については、さらなる有効活用が図れるよう、様々な角度から検討をしていきます。
- 学校施設の劣化状況を把握するために、教育委員会、学校教職員等が建物の劣化状況を把握し、計画的な修繕・改修を実施することで、児童・生徒の安全確保に努めます。

2) その他教育施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備考
その他教育施設	学校給食センター	学校教育課	直営	2	2002	1,450.00	

②建物の老朽化の状況



学校給食センター

③概要・課題等

学校給食センター

- 築 19 年が経過していますが、東日本大震災により外壁に軽微なひび割れが発生しているものの、建物本体には大きな老朽化は見られません。
- 厨房機器の中には保守期限を超えてしまった機器があるので計画的な更新が必要です。
- 月 2 回の浄化槽の定期点検は実施しています。
- 機器の故障等による稼働停止の影響が大きいことが想定されるため、建物本体及び厨房機器の修繕計画の策定が必要です。

④基本的な方針

- 「益子町学校施設等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を実施して施設の長寿命化を進めます。

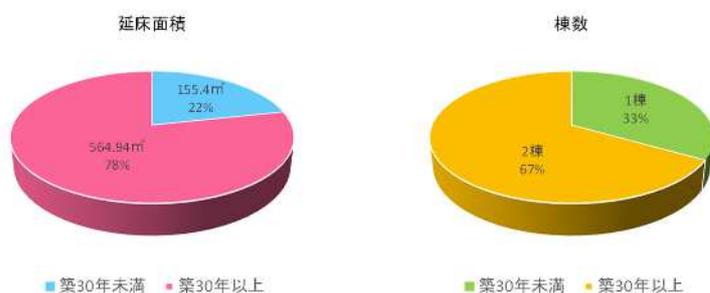
(4) 子育て支援施設

1) 幼稚園・保育園、幼児・児童施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
幼稚園・保育園	田野保育所貸付地(旧田野分館)	企画課	直営	1	1970	155.68	
幼児・児童施設	放課後児童クラブ施設	健康福祉課	指定管理者	1	2000	155.40	
	子ども子育て支援拠点施設	健康福祉課	直営	1	1981	409.26	
合 計						720.34	

②建物の老朽化の状況



放課後児童クラブ施設

③概要・課題等

田野保育所貸付地（旧田野分館）

○施設の老朽化が進んでおり、今後の利用に対し取り壊し等の検討が必要となります。

放課後児童クラブ施設

○2000年度の建設で築21年が経過していますが、大きな老朽化は見られません。

○益子西小学校学童保育おおぞらクラブ保護者会が指定管理者となり管理しています。

○利用者数は、定員満員の状態で推移しています。

子ども子育て支援拠点施設

○2017年度に店舗を改修し、2018年7月にオープンした施設です。直営で、子育て支援として相談やイベントの開催を実施しています。

○3年が経過したところですが、令和2年度に、当初改修していなかった屋根の防水について修繕を行いました。

○毎年、自動ドアの点検や消防設備の点検を行っています。

④基本的な方針

○放課後児童クラブ施設については、適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。

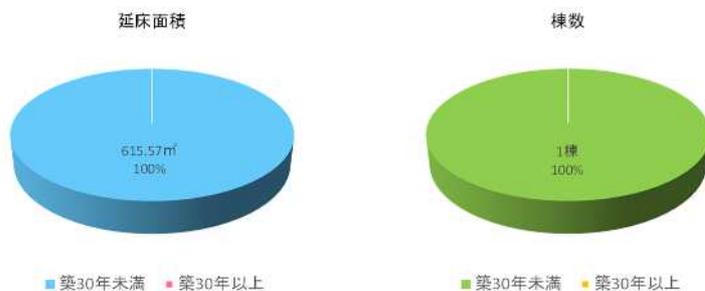
(5) 保健・福祉施設

1) 高齢福祉施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
高齢福祉施設	老人デイサービスセンター(おあしす館)	高齢者支援課	指定管理者	1	1997	615.57	

②建物の老朽化の状況



老人デイサービスセンター (おあしす館)

③概要・課題等

老人デイサービスセンター (おあしす館)

- 要介護者や要支援者のためのデイサービス施設です。
- 社会福祉法人明照協会の指定管理により運営・管理しています。
- 指定管理者が随時現場を確認し、修繕が必要な箇所については担当部署と協議の上実施しています。令和2年度に玄関上バルコニーの防水工事、浴槽・給水管修繕工事を実施しています。
- 令和3年度に介護浴槽・電動ストレッチャーを購入しています。

④基本的な方針

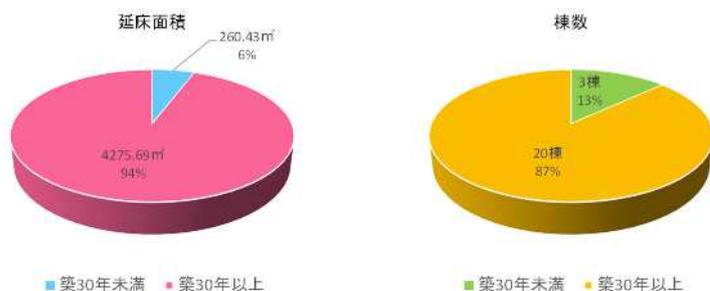
- 現状の維持管理に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。
- 使用を継続するために大規模な修繕が必要になってくることが予想されるため、今後の方向性について利用者と協議を行います。

2) 障害福祉施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
障害福祉施設	益子マインド (廃校跡地【山本小学校】)	企画課	その他	10	1968	2,193.33	
	友愛作業所 (廃校跡地【大羽小学校】)	企画課	その他	13	1970	2,342.79	
合 計						4,536.12	

②建物の老朽化の状況



友愛作業所（廃校跡地【大羽小学校】）

③概要・課題等

益子マインド、友愛作業所

- 就労経験のある障がい者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う施設で、廃校となった小学校の施設を利用しています。
- 耐震化されていない施設もあり、耐震診断調査・耐震化対策が必要です。
- 一番古い建物で1968年度の建設で築53年が経過し、老朽化が進んでいます。

④基本的な方針

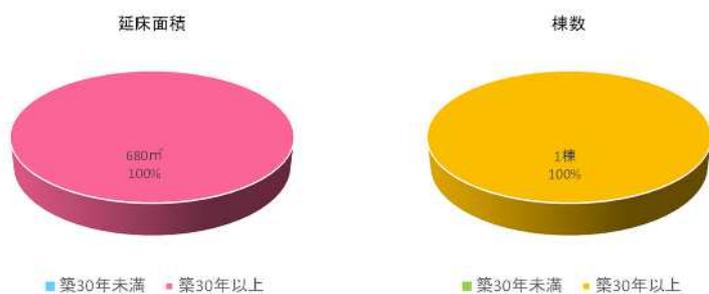
- 使用を継続するために大規模な修繕が必要になってくることが予想されるため、今後の方向性について利用者と協議を行います。
- 施設の維持を前提に、改築した場合と長寿命化改修をした場合のそれぞれについて試算・検証を行います。

3) 保健施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
保健施設	保健センター	健康福祉課	直営	1	1984	680.00	

②建物の老朽化の状況



保健センター

③概要・課題等

保健センター

- 健康診断や健康教室、自主教室等が開催されています。また、子ども医療等窓口業務も行っています。
- 職員が定期的に点検を実施し、修繕が必要な箇所は発見次第、修繕を実施しています。

④基本的な方針

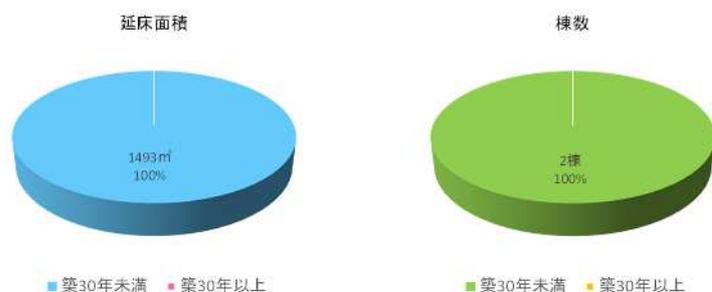
- 現状の維持管理に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

4) 福祉施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
福祉施設	福祉センター	健康福祉課	直営	2	1997	1,493.00	

②建物の老朽化の状況



福祉センター

③概要・課題等

福祉センター

- 社会福祉協議会の事務局、シルバー人材センター、デイサービス事業所が入居しています。益子駅舎と棟続きの建物です。
- 一般の利用では、介護予防教室、子育て教室等を開催していますが、平日昼間に開催しているため、利用者が限定的です。
- 1997年度の建設で築24年が経過しており、機械、電気設備等の交換時期に差し掛かっています。特に油圧式エレベーター及び自動ドアについては、既に関連部品の生産が終了していることから、近年中に交換が必須な状況です。
- 開館時間は平日が午後5:00まで、土日祝日が閉館となっているため、夜間や休日の利用が出来ません。

④基本的な方針

- 適切な維持管理を実施していきます。
- 施設を有効活用するため、使用形態、利用形態について見直しを検討します。

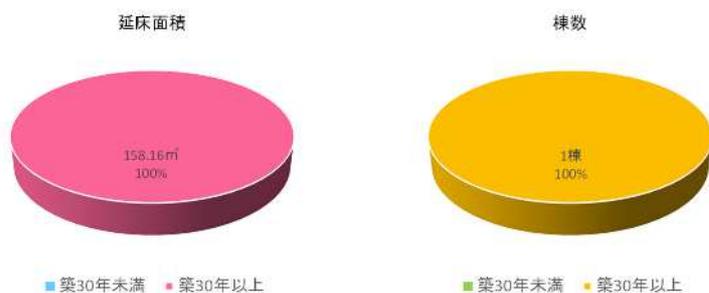
(6) 医療施設

1) 医療施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
医療施設	さつきホームクリニック益子(貸家)	企画課	その他	1	1982	158.16	

②建物の老朽化の状況



さつきホームクリニック益子 (貸家)

③概要・課題等

さつきホームクリニック益子 (貸家)

- 診療所であった施設を改修して「さつきホームクリニック益子」に無償で貸し出しています。
- 「さつきホームクリニック益子」に無償貸付としているため、修繕箇所を発見次第、協議して対応を行う予定です。(原則として大規模改修は町、小規模修繕はクリニック、という取り決めになっています。)

④基本的な方針

- 施設が老朽化しており、今後大規模な修繕が必要となってくることが予想されるため、建替え等の検討が必要となります。

(7) 行政系施設

1) 庁舎等

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備考
庁舎等	益子町役場	総務課	直営	6	1977	4,873.04	

②建物の老朽化の状況



益子町役場

③概要・課題等

益子町役場

- 1977年度建設で築44年が経過し、老朽化が進んでおります。平成29年度から令和2年度にかけて耐震補強工事を実施しました。
- 法定点検等を確実に実施しています。問題があった箇所については随時修繕しています。また、使用に支障が出た箇所についても随時修繕しています。
- 令和3年3月に「益子町庁舎長寿命化・改修計画」を策定しました。

④基本的な方針

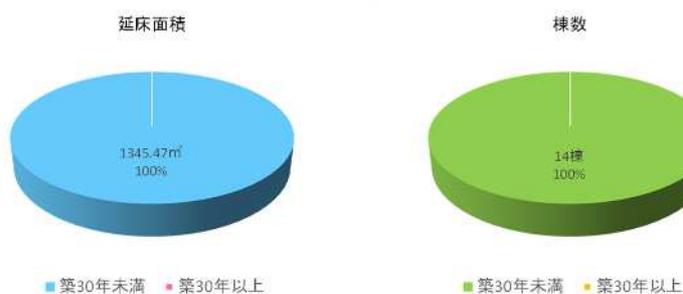
- 「益子町庁舎長寿命化・改修計画」に基づき計画的な改修を進め、施設の長寿命化を図ります。

2) 消防施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
消防施設	コミュニティ消防センター	総務課	その他	1	1999	132.10	
	消防団第1分団第3部	総務課	その他	1	2015	79.49	
	消防団第1分団第4部	総務課	その他	1	2007	79.49	
	消防団第1分団第5部	総務課	その他	1	2016	79.49	
	消防団第1分団第6部	総務課	その他	1	2009	79.49	
	消防団第2分団第1・2部	総務課	その他	1	2005	149.04	
	消防団第2分団第3部	総務課	その他	1	2010	79.49	
	消防団第2分団第4部	総務課	その他	1	2012	79.49	
	消防団第2分団第5部	総務課	その他	1	2011	79.49	
	消防団第3分団第1部	総務課	その他	1	2004	86.12	
	消防団第3分団第2部	総務課	その他	1	2013	81.73	
	消防団第3分団第3部	総務課	その他	1	2014	74.52	
	消防団第3分団第4部	総務課	その他	1	2017	79.49	
	防災備蓄倉庫	総務課	直営	1	2012	186.04	
合 計						1,345.47	

②建物の老朽化の状況



防災備蓄倉庫

③概要・課題等

消防施設

- 消防施設は、消防団各部の拠点施設である消防団詰所が 13 施設、防災備蓄倉庫が 1 施設の構成です。
- 詰所の管理は各分団が行っています。

④基本的な方針

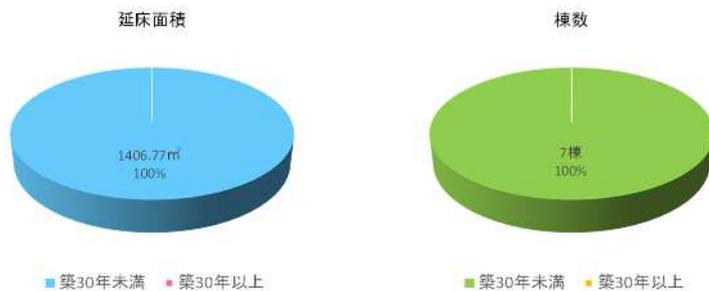
- 適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。

3) その他行政系施設

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
その他 行政系 施設	芳賀地区消費生活センター	観光商工課	直営	1	2012	31.19	
	益子駅舎	企画課	その他	2	1997	902.78	2014年 塗装
	益子駅跨線橋	企画課	直営	1	1997	60.00	2010年 塗装工事
	七井駅舎	企画課	直営	1	1997	212.00	
	益子駅駐輪場	企画課	直営	2	1997	200.80	
合 計						1,406.77	

②建物の老朽化の状況



益子駅舎

③概要・課題等

芳賀地区消費生活センター

- 消費生活に関する相談施設です。
- 相談件数は減少することがなく、特に健康食品やデジタルコンテンツに関する事案等が多数発生しており、高齢者の増加により、今後も相談件数は増加することが予想されます。

益子駅舎

- 1階観光協会前ホールは真岡鐵道・バス利用者、学生の学習の場として活用されています。
- 2階多目的室は現在、中高年齢者の利用が多い状態です。
- 消防設備の法定点検は業者が行っておりますが、建物の点検は実施していません。修繕箇所を発見次第、修理を行っています。
- 福祉センターと棟続きの建物です。1997年度の建設で築24年が経過し、大きな老朽化は見られませんが、今後は大規模修繕が必要になります。
- 平成29年度に待合室のエアコン入替工事を実施しています。
- 維持管理費、特に光熱水費がかさむため検討が必要です。
- 維持費に対して収益が少ないですが、立地条件には恵まれているので、今後は隣接する福祉センターと併せて管理方法を見直す必要があります。
- また、収益を高める工夫や、施設の利用率についても検討が必要です。

七井駅舎

- 人口減少により利用者も減少傾向にありますが、真岡鐵道は学生や通勤者、高齢者の公共交通機関となっていますので、今後もある程度の利用が予想されます。
- 建物の点検は実施していませんが、修繕箇所を発見次第、修理を行っています。

④基本的な方針

- 適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。
- 益子駅舎と福祉センターは棟続きの建物であり、保健センター、老人デイサービス施設と隣接している好立地にあることから、今後、集客力増加のため、それぞれの施設が一体となった利用方策や運営方策を検討します。

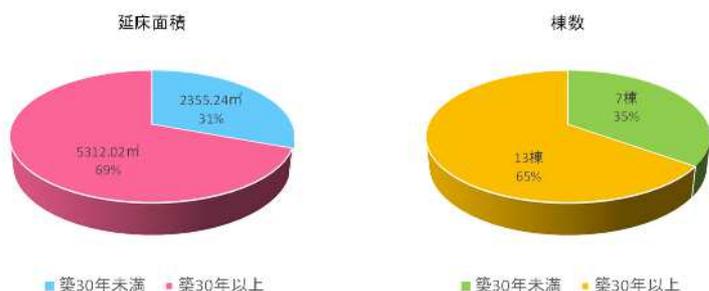
(8) 公営住宅

1) 公営住宅

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
公営住宅	町営星の宮住宅【旧】	健康福祉課	直営	12	1969	1,599.53	
	町営星の宮住宅【新】	健康福祉課	直営	7	1997	2,355.24	
	東田井町営住宅	健康福祉課	直営	14	1974	3,712.49	
合 計						7,667.26	

②建物の老朽化の状況



東田井町営住宅

③概要・課題等

公営住宅

- 町営星の宮住宅【旧】と東田井町営住宅は昭和 40 年代に建設された建物で損耗が激しく、修繕費用がかさむため入居を見合わせている部屋があります。
- 町営星の宮住宅【新】は 1997 年度建設で、築 24 年が経過していますが満室状態です。

④基本的な方針

- 建築年度が古い住宅は、将来は廃止の方向で考えています。
- 星の宮住宅【旧】に入居者がいますが、現時点では、集約化する計画はありません。
- 建設当時(昭和 40 年代)から比べると、民間アパートの建設戸数が増加しているので、公営住宅の供給戸数は減らす方向で考えています。
- 廃止に当たっては、跡地の有効活用についても検討します。

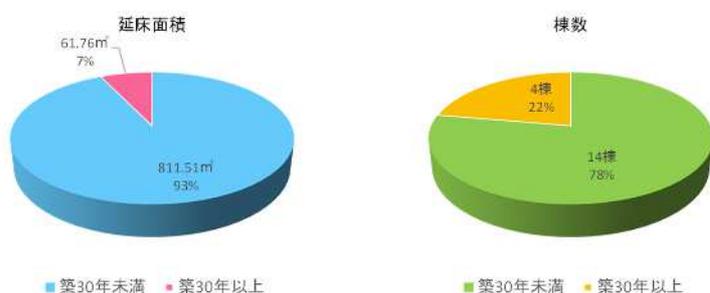
(9) 公園

1) 公園

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
公園	あじさい公園	観光商工課	直営	2	1989	33.11	
	高館山権現平展望台	観光商工課	直営	1	1965	17.35	
	北公園	生涯学習課	直営	9	2004	364.92	
	南運動公園	生涯学習課	直営	6	2002	446.59	
	ふれあい広場	建設課	直営	1	1992	11.30	
合 計						873.27	

②建物の老朽化の状況



南運動公園

③概要・課題等

あじさい公園

- 観光客の利便性を考慮して建設したあじさい公園のトイレと四阿です。
- 四阿は木造のため、経年劣化により一部腐食がみられます。

高館山権現平展望台

- 1965年度の建設で、築56年が経過し老朽化がみられます。
- 耐震診断、施設の安全性確認等の調査の実施が必要です。

北公園

- 北公園内のトイレ、四阿、管理棟、倉庫等の公園施設です。2004年度から2008年度にかけて建設されました。
- 平成30年度に、屋外トイレの洋式化工事を行いました。
- 令和2年度に野球場カウント表示板設置工事を行いました。

南運動公園

- 南運動公園の管理事務所、トイレ、四阿等の公園施設です。
- 2002年度から2003年度に建設されました。
- 平成30年度に、屋外トイレの洋式化工事を行いました。

ふれあい広場

- 道路の一部を緑化して四阿を設置した施設で、町道の維持管理と合わせて、1年に2回程度除草等の維持管理を委託しています。

④基本的な方針

- 高館山権現平展望台は1965年度の建設で、築56年が経過し老朽化が進んでいるため、早急に耐震診断調査や安全性確認調査を実施します。その結果に基づいて、施設の存続、修繕等の施設のあり方を検討します。
- その他の施設については、適切な維持管理を実施して施設の長寿命化を進めます。

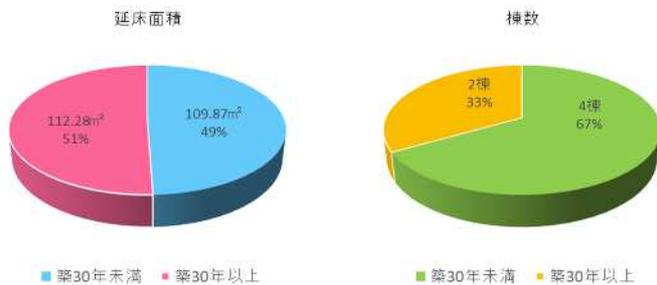
(10) その他

1) その他

①基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年 (最古の建物)	延床面積 (㎡)	備 考
その他	公衆便所(益子日向前)	観光商工課	直営	1	1984	14.57	
	公衆便所(城内坂)	観光商工課	直営	1	1996	41.23	
	小貝川親水公園外便所	建設課	直営	1	2000	30.78	
	堂ヶ入沢親水公園外便所	建設課	直営	1	2002	20.47	
	公衆便所(小宅古墳群)	生涯学習課	直営	1	2018	17.39	
	起業支援拠点施設(チャレンジショップ)	観光商工課	直営	1	1955	97.71	
合 計						222.15	

②建物の老朽化の状況



公衆便所 (城内坂)

③概要・課題等

公衆便所 (益子日向前)

- 観光客の利便性向上のために1984年度に建設した便所で、築37年が経過していますが、大きな老朽化は見られません。

公衆便所 (城内坂)

- 観光客の利便性向上のために1996年度に建設した便所で、築25年が経過していますが、大きな老朽化は見られません。

小貝川親水公園外便所

- 小貝川親水公園利用者に提供するために2000年度に建設した便所で、築21年が経過していますが、大きな老朽化はみられません。
- シルバー人材センターに管理委託しています。

堂ヶ入沢親水公園外便所

- 堂ヶ入沢親水公園利用者に提供するために 2002 年度に建設した便所で、築 19 年が経過していますが、大きな老朽化はみられません。
- 近隣の住民に清掃を委託しています。

公衆便所（小宅古墳群）

- 観光客の利便性向上のために 2018 年度に建設した便所です。

起業支援拠点施設（チャレンジショップ）

- 旧村田民芸店として活用していた施設を、起業家の育成を図るチャレンジショップの施設としてリニューアルしました。

④基本的な方針

- 適切な維持管理を実施して、施設の長寿命化を進めます。
- 施設の劣化状況を把握するために、町職員、施設管理者等が建物の劣化状況を把握し、計画的な修繕・改修を実施することで、利用者の安全確保に努めます。

4.2.インフラ資産

インフラ系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。施設類型ごとに①現状と課題、②基本的な方針について整理します。なお、上水道、下水道の各管路については包括的な維持管理が必要なため、それぞれ関連する建物と合わせて整理します。

(1) 道路

①現状と課題

- 補修等については、日常的に実施している点検パトロール及び関係者や住民からの情報を収集して、状況に応じて迅速に実施しています。
- 道路の占用物件である水道配水管や下水道管渠などの地下埋設物に関しては、所管課との調整を図り、合理的な更新等を進めていく必要があります。

②基本的な方針

- 従来の事後的な修繕・更新から、定期的な点検及び計画的な修繕・更新等を行う予防保全型の維持管理へ転換を図り、道路施設の長寿命化や修繕・更新にかかる費用の縮減と平準化を進めます。

(2) 橋りょう

①現状と課題

- 更新の目安である建設後 60 年を経過している施設は、現時点では全体の 15%程度ですが、今後も増加を続け、増加量も大きくなることを見込まれます。
- 法令に基づく点検、診断を実施し、日常的に実施している点検パトロールと合わせて、状況に応じた補修等を実施しています。

②基本的な方針

- 令和 2 年 3 月に策定した「益子町橋梁長寿命化修繕計画（第二期）」に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えによる効率的かつ効果的な維持管理及び更新等費用の縮減と平準化を進めます。

(3) 下水道

①現状と課題

益子浄化センター

- マンホールポンプ施設及び終末処理施設の維持管理は専門的知識を有する業者に常駐で委託し、適正な水処理運転、管理点検を実施しています。
- 修繕が必要な箇所は発見次第、報告を受けて計画的に修繕を実施しています。
- 今後、埴・西谷地区の整備に伴い、接続戸数は増加傾向にあり、汚水処理量の増加が見込まれます。

農業集落排水施設

- 各地区施設とも専門的知識を有する業者に委託して、水処理運転、管理点検について週1回（長堤上山地区は隔週1回）の巡回管理を実施し、修繕が必要な箇所は発見次第、報告を受けて計画的に修繕を実施しています。

②基本的な方針

益子浄化センター

- 老朽化対策として長寿命化計画を策定済みで、年次計画的に施設を修繕する予定です。
- 既設管渠については、マンホール目視調査やテレビカメラ調査により不明水の流入状況を把握し年次計画的に不明水対策を推進する予定です。
- 下水道施設の老朽化や耐震化対策の整備を進めます。また、将来人口予測をもとに、規模にあった施設改修を進めます。

農業集落排水施設

- 個別施設計画（長寿命化計画）については、策定を検討します。

5.推進体制

5.1.全庁的な取組体制の構築

公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

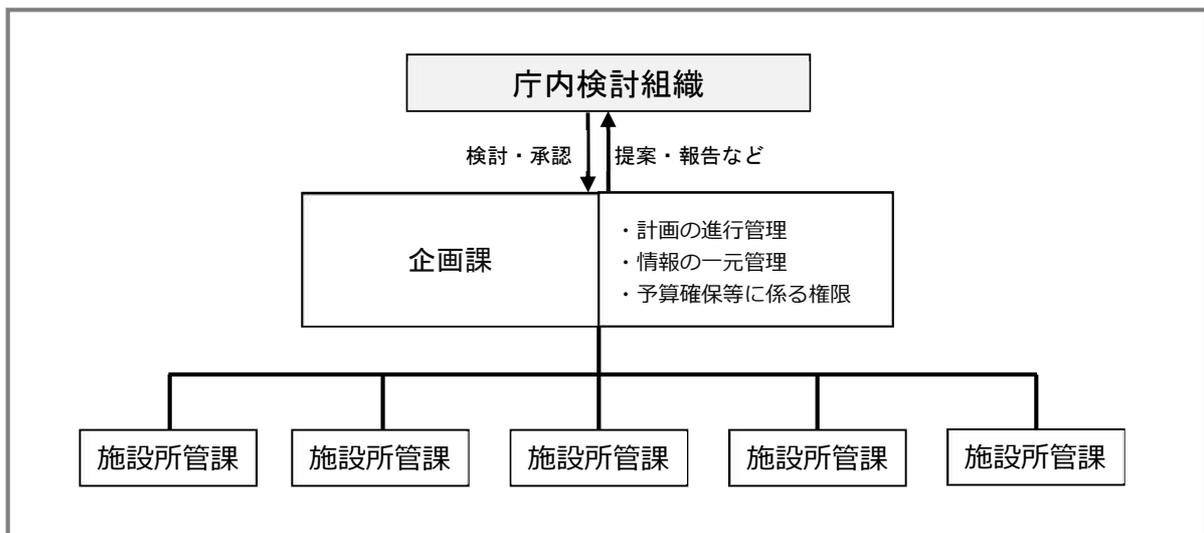


図 5 - 1 全庁的な取組体制のイメージ

5.2.情報の一元管理と共有のあり方

公共施設等総合管理計画を着実に推進していくためには、人件費や修繕費などの維持管理費用、利用状況などについて、適宜把握する必要があります。そのため、図 5-2 に示すように本計画策定に伴い作成した「施設カルテ」を、一元的な情報データベースとして活用するものとし、修繕履歴や改修などに関する情報を網羅し、適宜更新していくものとします。

こうして一元化されたデータを庁内で共有し、施設の長寿命化計画や再編・再配置計画などの策定のための基礎情報として活用し、全庁横断的かつ効率的な管理・運営の実践を進めます。

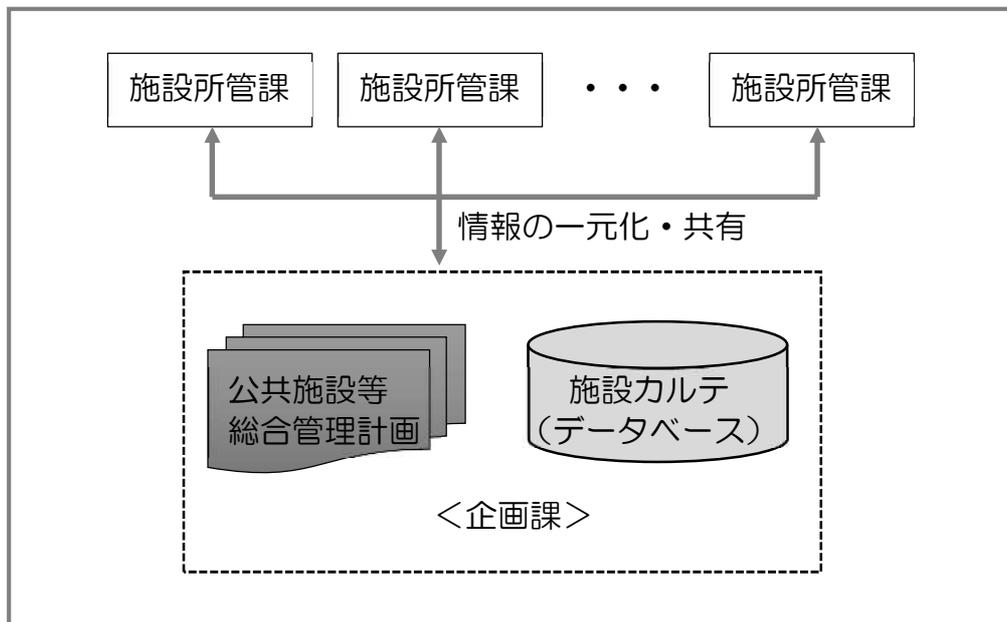


図 5-2 情報の一元管理イメージ

5.3.フォローアップの実施方針

PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。本計画を着実に進めていくために、図 5-3 に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要となります。

「PLAN・計画」では、本計画の方針に沿って再編・再配置計画等の個別施設計画の策定を行い、「DO・実施」では、大規模修繕や建替え、統廃合などの事業計画の策定及び推進を図ります。

「CHECK・検証」では、進行管理を担う本計画庁内検討組織により再編・再配置計画等の個別施設計画の進捗状況を集約し、情報の共有及び検証を行います。

「ACTION・改善」では、検証により洗い出された課題について、庁内検討組織の中で協議します。その結果に基づき、再編・再配置計画等の個別施設計画の見直しや新規の個別計画 (PLAN) の策定を行います。

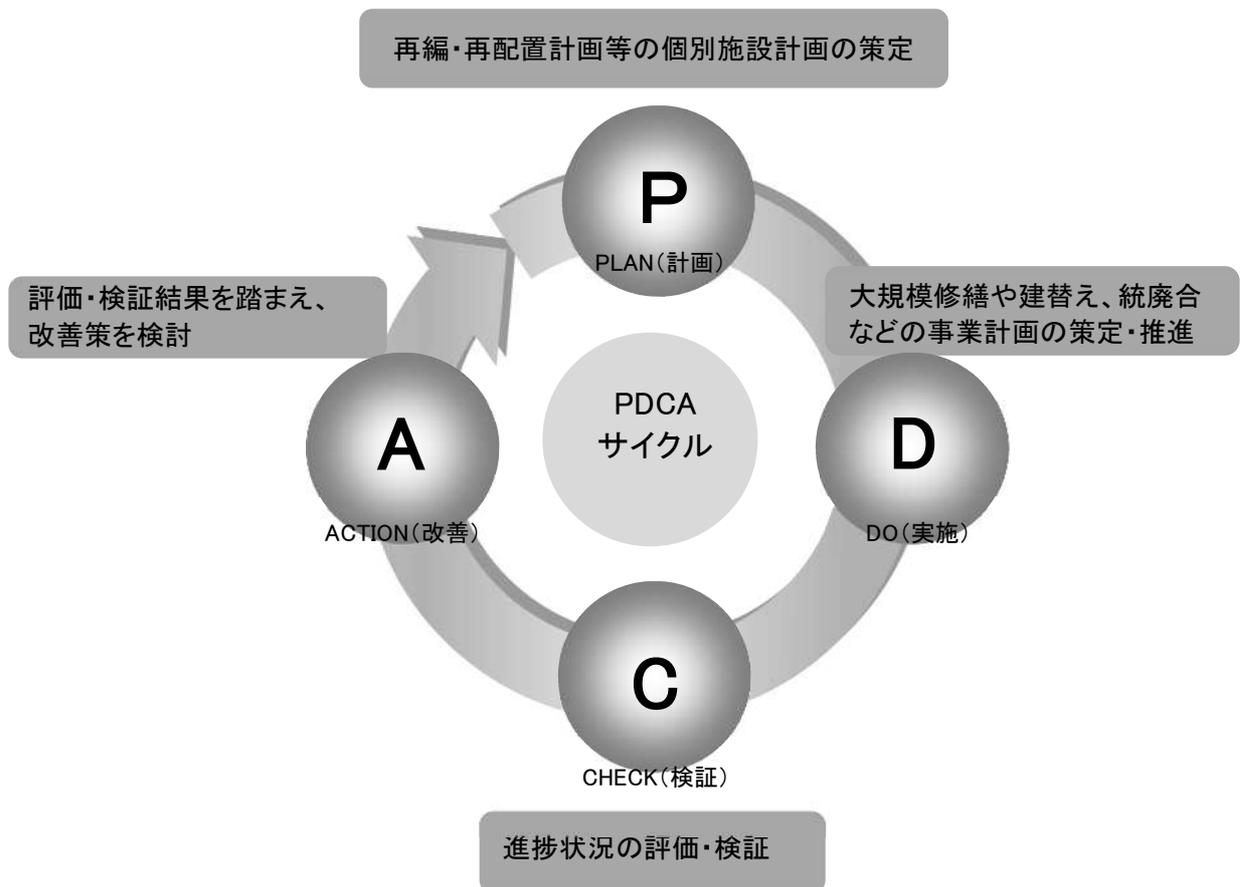


図 5-3 フォローアップの実施イメージ

資料編

資-1.公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆令和2年度時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして令和3年度から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

表 資-1 公共施設の更新等費用の単価

(単位：万円/m²)

施設類型	大規模改修	更新
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36
下水道施設	20	36

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

(2) インフラ資産

1) 道路

- ◆更新年数：15年
※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする
- ◆更新費用
・1級町道、2級町道の整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定
- ◆更新費用単価
・「公共施設等更新費用試算ソフト」の道路（1級、2級、その他）の単価、4,700円/m²を採用

2) 橋りょう

- ◆耐用年数：60年
- ◆更新費用単価
・「公共施設等更新費用試算ソフト」の橋りょうの単価、448,000円/m²を採用

3) 下水道

- ◆耐用年数
・50年
- ◆管渠更新費用単価
・「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ◆下水道施設
・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施
・更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の供給処理施設の単価を採用

表 資-2 下水道管の更新費用単価

(単位：円/m)

種別	更新単価 (円/m)
コンクリート管	124,000
陶管	124,000
塩ビ管	124,000
更生管	134,000
その他	124,000

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

4) 農業集落排水

◆耐用年数

- ・50年

◆管渠更新費用単価

- ・「公共施設等更新費用試算ソフト」の下水道の管種別の単価を採用

◆農業集落排水施設

- ・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施
- ・更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の供給処理施設の単価を採用

表 資-3 農業集落排水の更新費用単価

(単位：円/m)

種別	更新単価 (円/m)	備考
コンクリート管	124,000	更生工法を前提
陶管	124,000	
塩ビ管	124,000	
更生管	134,000	布設替えを前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

益子町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

発 行：益子町

編 集：総務部企画課

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030

TEL 0285-72-8829 FAX 0285-72-7601

ホームページ <http://www.town.mashiko.tochigi.jp>

Eメール kikaku@town.mashiko.lg.jp